

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2020年2月18日 提出
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 一生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【事務連絡者氏名】	田原 輝行
【電話番号】	03-5210-8500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	J A 資産設計ファンド（安定型） J A 資産設計ファンド（成長型） J A 資産設計ファンド（積極型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	発行価額の総額 各ファンドにつき上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＪＡ資産設計ファンド（安定型）

ＪＡ資産設計ファンド（成長型）

ＪＡ資産設計ファンド（積極型）

以上を総称して、またはそれぞれを「ＪＡ資産設計ファンド」または「ファンド」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

各ファンドにつき、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社^{（注）}に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

（注）委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

（５）【申込手数料】

<通常（確定拠出年金制度に基づく申込の取扱いは除きます。以下同じ。）の申込>の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

スイッチング^{（注）}による取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

（注）「スイッチング」とは、各ファンドの一部解約金の手取金をもって、当該一部解約の請求と同時に、当該ファンド以外の「A資産設計ファンド」の受益権の取得を申し込む場合をいいます。（以下同じ。）

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。）

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

< 確定拠出年金制度に基づく申込^{（注）} > の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

（注）「確定拠出年金制度に基づく申込」とは、確定拠出年金法に規定する加入者等の行った運用の指図に基づき、同法に規定する資産管理機関または連合会（同法に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）が行う申込をいいます。（以下同じ。）

（６）【申込単位】

< 通常の申込 > の場合

販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、スイッチングによる取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

各ファンドにつき、1円以上1円単位とします。

（７）【申込期間】

2020年2月19日から2020年8月18日までとします。（継続申込期間）

上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

< 通常の申込 > の場合

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

<p>農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） <ホームページアドレス> http://www.ja-asset.co.jp/</p>

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(1 2) 【その他】**a . 申し込みの方法****< 通常の申込 > の場合**

当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後 3 時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

当ファンドは、収益分配を行った場合、税金を差し引いた後、収益分配金を無手数料で再投資を行う「分配金再投資（累積投資）」専用のファンドです。

このため、取得申込者は、販売会社との間で、「J A 資産設計ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

「J A 資産設計ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）については、別の名称で同様の権利義務内容を定める契約または規定が用いられることがあり、この場合には、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

当ファンドを保有している場合、スイッチングの申し込みを受け付けます。

スイッチングの申し込みの際は、一部解約の実行を請求するファンドと取得申込を行うファンドをご指示ください。

この場合の一部解約の実行の請求と取得申込は、通常の場合と同様となりますが、申込単位は、1 口単位とし、申込手数料はかかりません。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

確定拠出年金制度に係る手続きが必要になります。

b . 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンド（安定型、成長型、積極型）は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会の指針に基づく商品分類は、各ファンドとも同じ以下の分類です。

商品分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

属性区分：その他資産（投資信託証券：資産複合（資産配分固定型：株式・債券・円短期金融商品）） / 年1回 / グローバル（含む日本） / ファミリーファンド / 為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

商品分類および属性区分 一覧表

（各ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ <<http://www.toushin.or.jp/>> をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		海外
	内外	その他資産（ ）
		資産複合

追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

内 外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

資産複合:目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

(当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類（表紙）と属性区分における投資対象資産は異なります。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	(あり)
		日本		
	年2回	北米		
債券	年4回	欧州		
		年6回 (隔月)	アジア	
	年12回 (毎月)	オセアニア		
		中南米		
	不動産投信 その他資産 (投資信託証券：資産複合（資産配分固定型 ：株式・債券・円短期金融商品）)	日々	アフリカ	
資産複合（ ）			中近東 (中東)	
			その他 ()	エマージング

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

その他資産:組入れている資産を記載するものとする。

年 1 回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

グ ロー バ ル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

< 信託金の限度額 >

各ファンドにつき、委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第2条））

< ファンドの特色 >

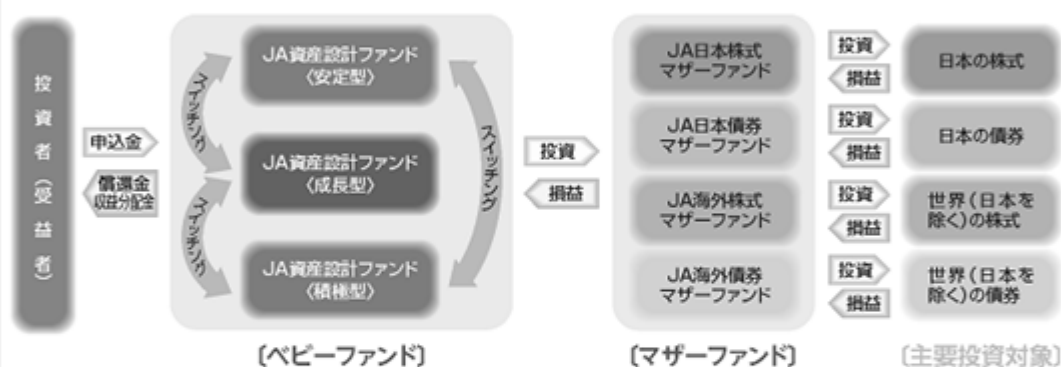
1 国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の各資産への分散投資によって、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
- 各資産への投資は、資産別のマザーファンドへの投資を通じて、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券の各資産に分散投資を行います。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うものです。



- ◎ 各ファンド間でスイッチングが可能です。

分配方針

毎年11月16日(休業日の場合は翌営業日)に諸経費等を控除後の利息・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

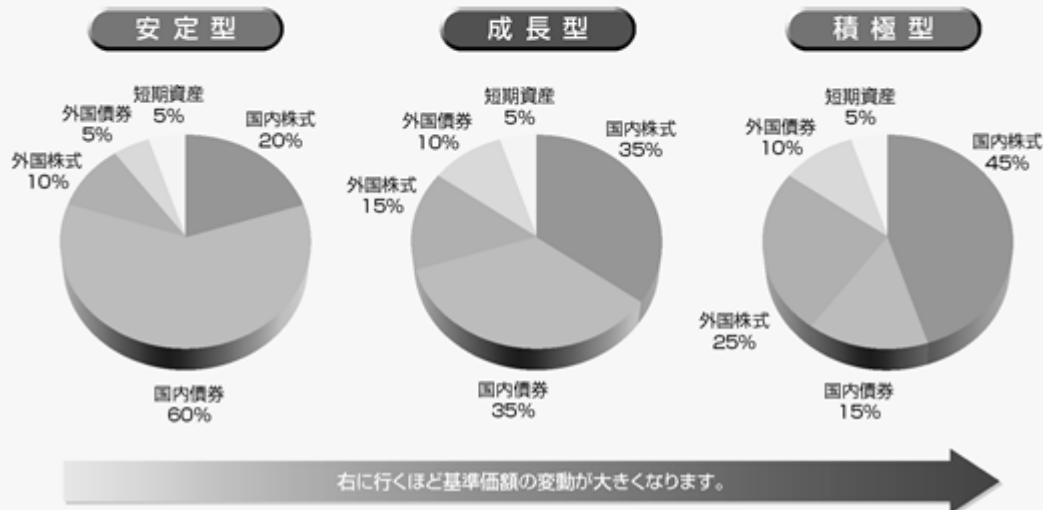
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ◎ 親投資信託への投資割合には、制限を設けません。
- ◎ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- ◎ 株式への実質投資割合は、安定型と成長型は、信託財産の純資産総額の70%未満とし、積極型は、制限を設けません。

2 お客様のライフサイクルやリスクの許容度に応じて、3つのファンド(安定型、成長型、積極型)から選択いただけます。

- 3つのファンド(安定型、成長型、積極型)の各資産(資産別のマザーファンド)への基本配分比率は次のとおりとします。
- 基本配分比率は、市況動向等の中長期的な変化を考慮し、見直しを行う場合があります。
- 実際の運用に伴う各資産への配分比率の変動は、基本配分比率から原則として±5%の範囲内に抑えるように努めます。



※委託者が運用にあたって想定しているリスク度合を相対的に明示したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

また、上記の各資産の基本配分比率は、各マザーファンドの組入比率を表わしています。

運用委託先

JA海外株式マザーファンドおよびJA海外債券マザーファンドの外貨建資産等の運用指図に関する権限を、ウエリントン・マネージメントに委託します。

- 世界有数の運用会社のひとつであるウエリントン・マネージメントが、ファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により運用を行い、安定的な超過収益の獲得を目指します。

ウエリントン・マネージメントの概要

名称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	ウエリントン・マネージメント香港リミテッド	ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド
所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン	中華人民共和国 香港	英国 ロンドン

※上記3社を総称して「ウエリントン・マネージメント」といいます。

- 特徴：**
- 世界で最古の運用機関のひとつ
 - 世界で有数の運用機関のひとつ
 - グローバルな事業展開
 - 1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社
 - ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界50カ国以上の2,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

3 当社が独自に指数化した合成インデックスを中長期的に上回る成果を目指します。

- 各ファンドは、それぞれに合成インデックスをベンチマーク*とします。

※「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。

合成インデックスの基本構成

	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	短期資産
安定型	20%	60%	10%	5%	5%
成長型	35%	35%	15%	10%	5%
積極型	45%	15%	25%	10%	5%

「当社が独自に指数化した合成インデックス」とは、「国内株式:TOPIX(東証株価指数)*1」、「国内債券:NOMURA-BPI総合*2」、「外国株式:MSCI KOKUSAI-インデックス(当社円換算ベース)*3」、「外国債券:FTSE世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)*4」および「短期資産」の各数値を、各ファンドにおける上記合成インデックスの基本構成比率に基づいて合成・指数化したものです。

- ※1 「TOPIX(東証株価指数)」とは、東京証券取引所第一部に上場しているすべての日本企業の株式(内国株式)の時価総額を基にした株価指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。また、東京証券取引所は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ※2 「NOMURA-BPI総合」とは、国内債券市場で公募発行され一定の条件を満たす利付債の時価総額を基に野村證券株式会社が公表している指数で、野村證券株式会社の知的財産です。また、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任ありません。
- ※3 「MSCI KOKUSAI-インデックス(当社円換算ベース)」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界主要国の主要銘柄の時価総額を基にした株価指数で、同インデックス(米ドルベース)を基に、MSCI Inc.の許諾を得て、当社が独自に円換算したものです。
- ※4 FTSE世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同インデックス(米ドルベース)を基に、FTSE Fixed Income LLCの承諾を得たうえで、当社が独自に円換算したものです。

4 各マザーファンドの特色

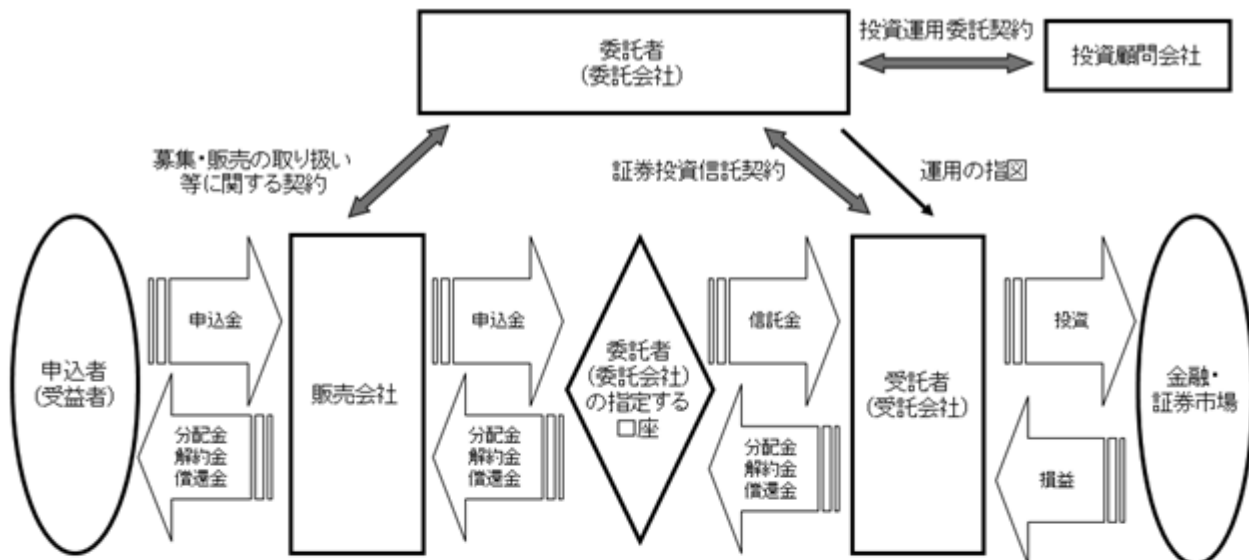
	JA日本株式 マザーファンド	JA日本債券 マザーファンド	JA海外株式 マザーファンド	JA海外債券 マザーファンド
運用会社	農林中金全連アセットマネジメント			
(外部委託)	—	—	ウエリントン・マネージメント	
主要投資対象	日本の株式	日本の債券	日本を除く世界先進 各国の株式	日本を除く世界各国 の債券
ベンチマーク	TOPIX (東証株価指数)	NOMURA-BPI総合	MSCI KOKUSAI-イン デックス(当社円換 算ベース)	FTSE世界国債イン デックス(除く日本、当 社円換算ベース)
運用手法 (ベンチマークに 対する超過収益 の追求方法)	定量分析と定性分析 による個別銘柄選択	デュレーション調整、 イールドカーブ調整、 セクター配分、個別銘 柄選択	定量分析と定性分析 による個別銘柄選択	国別配分、デュレー ション調整、イールド カーブ調整、通貨配分、 セクター配分、個別銘 柄選択

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

- 2001年1月19日 有価証券届出書の提出
 2001年2月5日 募集開始日
 2001年2月20日 信託契約締結日、ファンドの設定および運用開始日
 2007年1月4日 振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】



＜委託者＞農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(委託会社)

- ①信託財産の運用指図
 ②目論見書および運用報告書の作成 等
 (注)委託者は、当ファンドにおいて販売会社としての役割も有しています。

＜販売会社＞

- ①ファンドの募集の取扱い、販売および一部解約の請求の受付
 ②目論見書および運用報告書の交付
 ③収益分配金、償還金および一部解約金の支払い 等

＜受託者＞三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社) (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- ①信託財産の保管・管理・計算
 ②追加信託に係る振替機関への通知 等

＜投資顧問会社＞ウエルトン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(Wellington Management Company LLP)

ウエルトン・マネージメント香港リミテッド

(Wellington Management Hong Kong Ltd)

ウエルトン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド

(Wellington Management International Ltd)

委託者から外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限の委託を受け、「JA海外株式マザーファンド」ならびに「JA海外債券マザーファンド」における運用の指図、投資判断、発注等を行います。

委託者（委託会社）の概況（2019年12月30日現在）

資本金の額

34億2千万円

沿革

1993年9月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億2千万円

2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

2012年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	19,550	36.61
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	18,850	35.30
農中信託銀行株式会社	東京都千代田区内神田1丁目1番12号	15,000	28.09

（注）農林中央金庫及び全国共済農業協同組合連合会が保有する株式はすべて普通株式であり、農中信託銀行株式会社が保有する株式はすべて議決権を有しないA種種類株式です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 50.91%

全国共済農業協同組合連合会 49.09%

（参考）

ウエリントン・マネージメントの概要

名称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	ウエリントン・マネージメント香港リミテッド	ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド
所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン	中華人民共和国 香港	英国 ロンドン

※上記3社を総称して「ウエリントン・マネージメント」といいます。

特 徴：●世界で最古の運用機関のひとつ ■1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社
●世界で有数の運用機関のひとつ
●グローバルな事業展開 ■ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界50ヵ国以上の2,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

2【投資方針】

J A 資産設計ファンド（安定型）

J A 資産設計ファンド（成長型）

J A 資産設計ファンド（積極型）

（1）【投資方針】

a. 基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第 条」とは、信託約款の条項等と対応しております。

また、信託約款の条項等は特に記載がない場合、上記各ファンド共通となっております。（以下同じ。）

b. 運用方法

投資対象

J A 日本株式マザーファンド受益証券、J A 日本債券マザーファンド受益証券、J A 海外株式マザーファンド受益証券およびJ A 海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

(イ) 主として上記の各親投資信託の受益証券に投資を行うことにより、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用にあたっては、当社が独自に指数化した合成インデックスをベンチマーク¹とします。

なお、安定型・成長型・積極型ごとに、「各資産（資産別のマザーファンド）への基本配分比率」（下表においてと表記しています。）および「ベンチマークとする合成インデックスの構成割合」（下表においてと表記しています。）は、次のとおりとします。

	J A 日本株式マザーファンド	J A 日本債券マザーファンド	J A 海外株式マザーファンド	J A 海外債券マザーファンド	短期資産
	TOPIX（東証株価指数） ²	NOMURA - BPI総合 ³	MSCI KOKUSAI・インデックス（当社円換算ベース） ⁴	FTSE世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース） ⁵	短期資産
安定型	20%	60%	10%	5%	5%
成長型	35%	35%	15%	10%	5%
積極型	45%	15%	25%	10%	5%

1 「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。

2 「TOPIX（東証株価指数）」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての日本企業の株式（内国株式）の時価総額を基にした株価指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。また、東京証券取引所は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3 「NOMURA - BPI総合」とは、国内債券市場で公募発行され一定の条件を満たす利付債の時価総額を基に野村證券株式会社が公表している指数で、野村證券株式会社の知的財産です。また、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任ありません。

4 「MSCI KOKUSAI・インデックス（当社円換算ベース）」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界主要国の主要銘柄の時価総額を基にした株価指数で、同インデックス（米ドルベース）を基に、MSCI Inc.の許諾を得て、当社が独自に円換算したものです。

5 「FTSE世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同インデックス（米ドルベース）を基に、FTSE Fixed Income LLCの承諾を得たうえで、当社が独自に円換算したものです。

(ロ) 運用にあたっては、基本配分比率から原則として±5%以内の乖離に抑制するように努めます。なお、基本配分比率は、市況動向等の中長期的な変化を考慮し、見直しを行う場合があります。

(ハ) 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

(ニ) 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】**a．投資の対象とする資産の種類（約款第15条）**

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．運用の指図範囲等（約款第16条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として次の第1号から第4号（下記1．～4．）までに掲げる農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下、各々を総称して「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、第5号から第26号（下記5．～26．）までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．JA日本株式マザーファンド受益証券

2．JA日本債券マザーファンド受益証券

3．JA海外株式マザーファンド受益証券

4．JA海外債券マザーファンド受益証券

5．株券または新株引受権証券

6．国債証券

7．地方債証券

8．特別の法律により法人の発行する債券

9．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

10．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

11．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

12．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

13．特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

14．コマーシャル・ペーパー

15．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

16．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で第5号から第15号（上記5．～15．）の証券または証書の性質を有するもの

17．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

18．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

19．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

20．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

21. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 22. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 23. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 24. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 26. 外国の者に対する権利で第25号(上記25.)の有価証券の性質を有するもの
- なお、第5号(上記5.)の証券または証券および第16号(上記16.)ならびに第21号(上記21.)の証券または証券のうち第5号(上記5.)の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号(上記6.~10.)までの証券および第16号(上記16.)ならびに第21号(上記21.)の証券または証券のうち第6号から第10号(上記6.~上記10.)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号(上記17.)の証券および第18号(上記18.)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項(上記)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

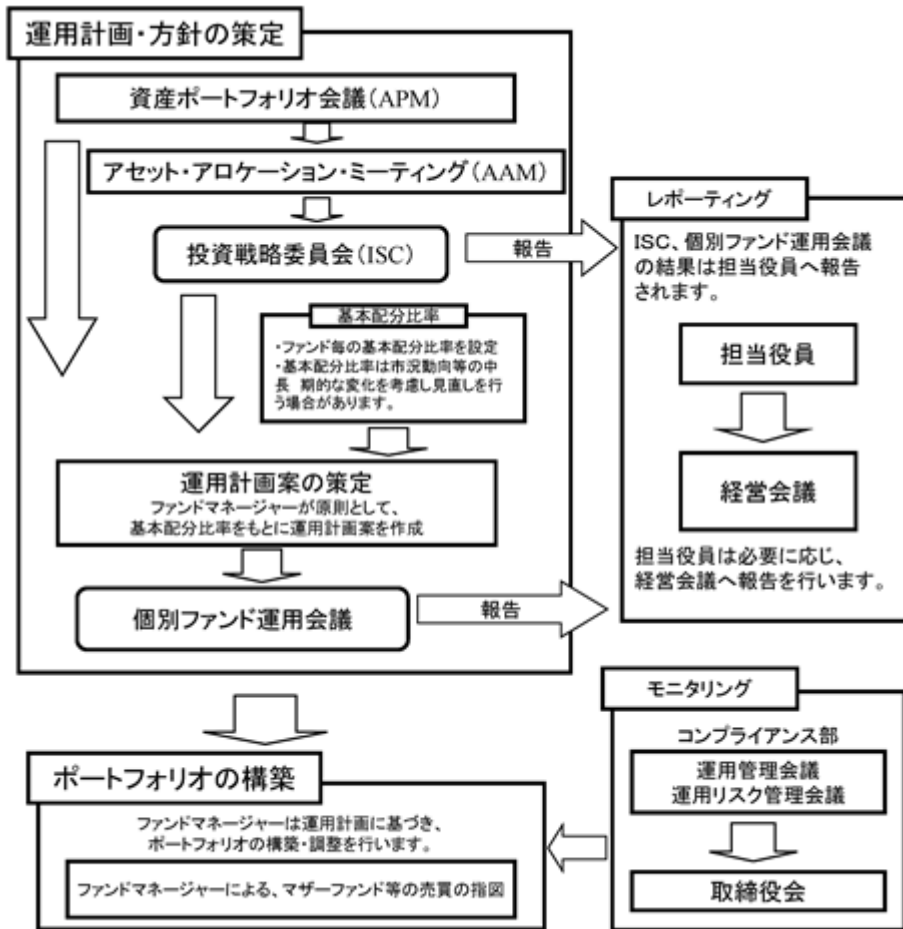
1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号(上記 5.)の権利の性質を有するもの

第1項(上記)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号(上記 1.~6.)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

１．運用体制

ＪＡ資産設計ファンドは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



資産ポートフォリオ会議（ＡＰＭ）

月１回以上開催。資産ごとの市場分析・シナリオ案の作成を行います。

アセット・アロケーション・ミーティング（ＡＡＭ）

月１回以上開催。資産間のリスク・リターン相対比較分析等を行い、資産配分方針案を作成します。

投資戦略委員会（ＩＳＣ）

原則月１回以上開催し、資産配分方針の決定や各市場の基本シナリオの承認を行います。

個別ファンド運用会議

原則月１回以上開催し、個別ファンドの運用計画を決定（承認）します。

２．ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	45名程度 (うち 投資判断に携わる者 30名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

３．ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社およびＪＡ海外株式マザーファンドならびにＪＡ海外債券マザーファンドにおいて運用の指図に関する権限を一部委託するウエリントン・マネージメントについて、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

a．収益分配方針（運用の基本方針 3．収益分配方針）

毎決算時（毎年11月16日、休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

原則として、親投資信託に帰属する利子・配当収益のうち、信託財産に帰属する利子・配当収益を中心に分配を行います。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b．収益の分配方式（約款第42条）

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c．収益分配金の再投資等（約款第43条）

受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金（委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）が販売会社に交付されます。

販売会社は、別に定める契約（累積投資契約）に基づき、各受益者に対し遅滞なく、第1項（上記）の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得の申込により、増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

約款第48条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第2項（上記）および第3項（上記）の規定にかかわらず、そのつど、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第5項（上記）および約款第46条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎

の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(5) 【投資制限】

a. 親投資信託への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限)

各親投資信託(JA日本株式マザーファンド、JA日本債券マザーファンド、JA海外株式マザーファンドおよびJA海外債券マザーファンド)の受益証券への投資割合には、制限を設けません。

b. 株式への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限)

JA資産設計ファンド(安定型、成長型)

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

JA資産設計ファンド(積極型)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

c. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第16条)

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

d. 投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第16条)

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e. 投資する株式等の範囲(約款第18条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第1項(上記)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

f. 同一銘柄の株式等への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第19条)

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社

債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

第1項、第2項および第3項（上記、および上記）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

g. 信用取引の指図範囲（約款第20条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

第1項（上記）の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第2項（上記）の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 先物取引等の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第21条）

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第22条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下、本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

第3項（上記）において、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

j. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第23条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

k. デリバティブ取引等に係る投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限)

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

l. 信用リスク集中回避のための投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

m. 有価証券の貸し付けの指図および範囲(約款第24条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の第1号(下記1.)および第2号(下記2.)の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

第1項第1号(上記1.)および第2号(上記2.)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

n. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第25条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により、100分の50以上となった場合には、速やかにこれを調整します。

第1項(上記)において、親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

o. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

p. 外国為替予約の指図および範囲(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第27条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第1項（上記）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

第2項（上記）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

q. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図（約款第33条）

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

r. 再投資の指図（約款第34条）

委託者は、約款第33条（上記q.）の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

s. 資金の借入れ（約款第35条）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

第1項（上記）の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

第1項（上記）の収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

t. デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

u. 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなさ

れる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

（参考）

「J A日本株式マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている銘柄および店頭登録銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の金融商品取引所に上場されている銘柄および店頭登録銘柄を主要投資対象とし、東証株価指数（以下「TOPIX」といいます。）を上回る投資成果を目指します。

運用にあたりまして、ボトムアップ型の個別銘柄選択の効果によりTOPIXに対しての超過収益の獲得に努めます。

株式の組入比率は原則として高位に保ちます。株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

組入銘柄・業種の選定にあたりましては、特定のテーマ・業種に偏ることがないように、分散投資を行うことを心がけます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

外貨建資産につきましては、投資を行いません。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第15条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第16条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第17条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（参考）

「J A日本債券マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主にわが国の公社債に投資を行うことにより、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得に努め、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（以下「NOMURA-BPI総合」といいます。）を上回る投資成果を目指します。

運用にあたりまして、主にセクター別のアロケーションを行うこと、デュレーションの調整を行うことなどにより、NOMURA-BPI総合に対しての超過収益の獲得に努めます。なお、当ファンドが投資を行う公社債は流動性を考慮しつつ、原則としてBBBマイナス格相当以上の格付を有しているものとします。

また、公社債の組入比率は原則として高位に保ちます。

組入銘柄の選定、デュレーションの決定などはマイクロ経済分析・ファンダメンタルズ分析等に基づいて行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

外貨建資産につきましては、投資を行いません。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第15条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第16条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第17条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（参考）

「J A海外株式マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主にモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ・インデックス（以下「MSCI KOKUSAI・インデックス」といいます。）に採用されている世界先進各国（日本を除く）の株式に積極的に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したMSCI KOKUSAI・インデックスを上回る投資成果を目指します。

運用にあたりましては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

この投資信託は、原則として、ファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により銘柄選択を行い、当社が円ベースに換算したMSCI KOKUSAI・インデックスに対しての超過収益の獲得に努めます。

なお、株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクの回避を図るための為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（参考）

「J A海外債券マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として日本を除く世界各国の公社債、アセットバック証券およびモーゲージ証券等に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したFTSE世界国債インデックス（除く日本）を上回る投資成果を目指します。

運用にあたりましては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー、ウエリントン・マネージメント香港リミテッドおよびウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッドに外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。

この投資信託は、原則としてファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により、割安銘柄の発掘および投資ならびに各通貨間での為替運用を行い、当社が円ベースに換算したFTSE世界国債インデックス（除く日本）に対しての超過収益の獲得に努めます。また、投資対象とする公社債は、B B B マイナス格相当以上の格付を有する投資適格債とし、格付の低下により投資不適格となった場合には、該当銘柄の流動性を考慮しつつ、速やかに売却するよう指図を行います。

なお、公社債等の主要投資証券の組入比率は原則として高位に保ちます。

組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。また、通貨に関して、外国為替の売買の予約取引を行うことにより、収益の追求に努めることもあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に株式や債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

金利変動リスク

一般に、債券は市場金利の変動の影響を受け価格が変動します。市場金利が上昇した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。債券価格の下落幅は債券の残存期間、発行体および債券の種類等によって異なります。

為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は、外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか、各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

信用リスク

一般に、債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の発行体（国・企業等）の財政難や業績不振等により当該債券等の信用力（信用格付）が低下した場合や当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等のデフォルト（債務不履行）が生じた場合には、ファンドに組入れている債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の価格が大きく下落しあるいは無価値となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(2) その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

当ファンドはベンチマークを中長期的に上回る成果を目指しますが、仮にファンドがベンチマークを上回る成果を上げていたとしてもベンチマーク自体が下落している場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

実質的な外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないことから、基準価額は大きく変動することもあります。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

「為替ヘッジ」とは、「為替変動リスク」を軽減するために行う外国為替取引を意味します。

（３）投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが日次ベースでポジションリスク管理およびパフォーマンス管理を行い、適宜、直属管理者に報告しています。

また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか否かを日次ベースで担当ファンドマネージャーおよび直属管理者が管理を行っています。

ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

[運用管理会議]

原則として月１回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

[運用リスク管理会議]

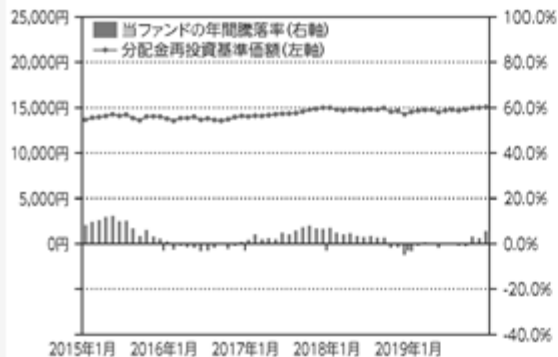
原則として月１回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

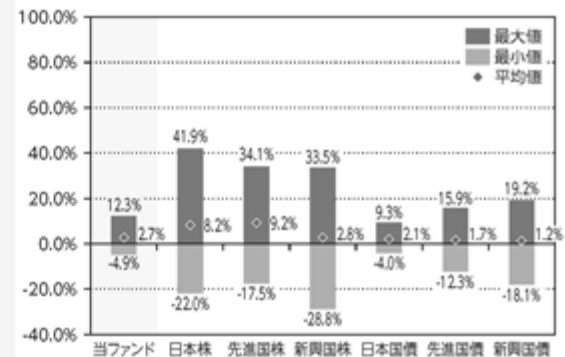
【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

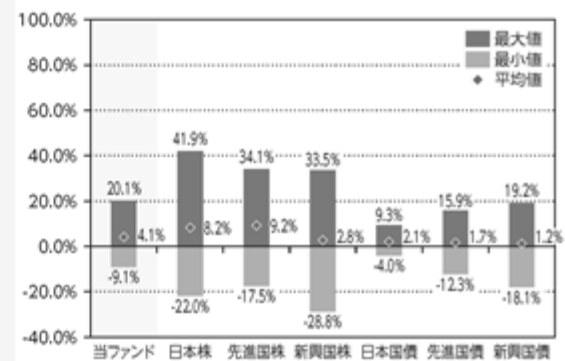
【安定型】



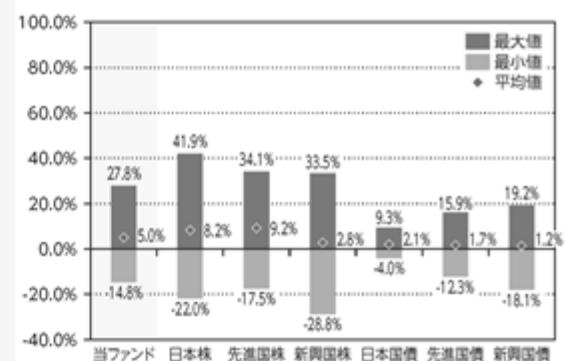
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



【成長型】



【積極型】



※各グラフの説明は、次ページをご参照ください。

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

- *2015年1月～2019年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

- *2015年1月～2019年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *各資産クラスの指数
 - 日本株・・・ 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株・・・ MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込み、円ベース)
 - 新興国株・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)
 - 日本国債・・・ NOMURA-BPI国債
 - 先進国債・・・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・ FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は(株東京証券取引所)が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所)により提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、本件商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<通常の申込>の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

スイッチングによる取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額（当該基準価額に0.20%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の率を乗じて得た額とします。

J A 資産設計ファンド（安定型）年率1.10%（税抜1.00%）

J A 資産設計ファンド（成長型）年率1.21%（税抜1.10%）

J A 資産設計ファンド（積極型）年率1.43%（税抜1.30%）

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、当該信託報酬の配分は以下のとおり（税抜）とします。

J A 資産設計ファンド（安定型）（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.40%	0.50%	0.10%	1.00%
300億円超500億円以下	0.42%	0.50%	0.08%	1.00%
500億円超	0.44%	0.50%	0.06%	1.00%

J A 資産設計ファンド（成長型）（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.50%	0.50%	0.10%	1.10%
300億円超500億円以下	0.52%	0.50%	0.08%	1.10%
500億円超	0.54%	0.50%	0.06%	1.10%

J A 資産設計ファンド（積極型）（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.70%	0.50%	0.10%	1.30%
300億円超500億円以下	0.72%	0.50%	0.08%	1.30%
500億円超	0.74%	0.50%	0.06%	1.30%

信託報酬の委託者への配分は、委託した資金の運用への対価です。

信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとし、また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

運用の指図範囲等（約款第16条）に規定する「J A海外株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、上記に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。

上記に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年率0.75%以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

運用の指図範囲等（約款第16条）に規定する「J A海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、上記に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。

上記に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年率0.50%以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

（４）【その他の手数料等】

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0033%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは資金借入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご参照ください。）

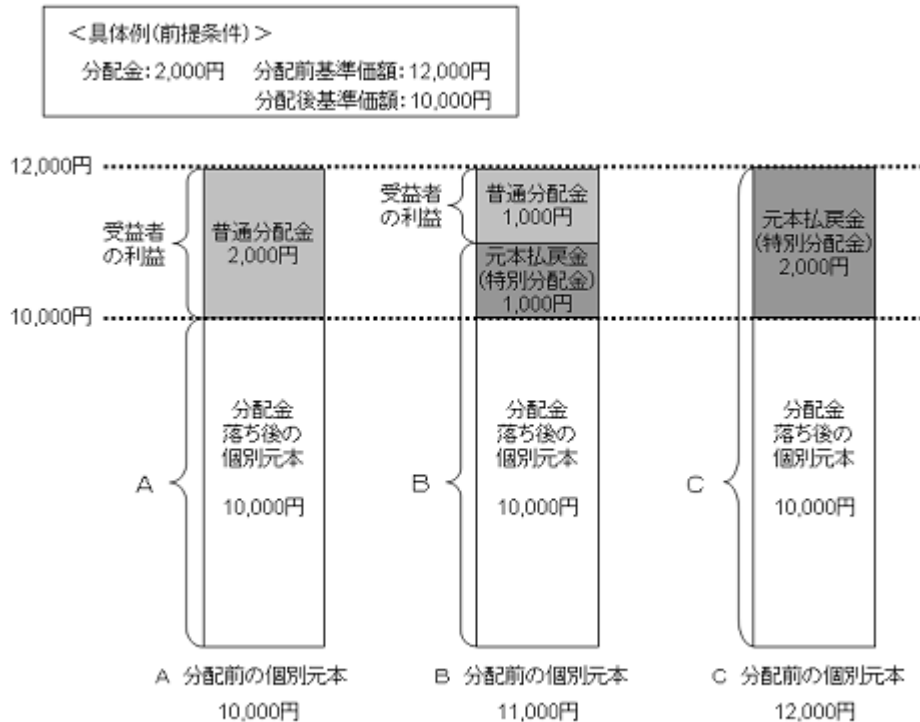
< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

《収益分配時の個別元本のイメージ図》



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

(注意)

一部解約は、スイッチングによる解約を含みます。

当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。

販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

税制が改正された場合等には、上記の内容（2019年12月30日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

確定拠出年金制度に基づく申込の場合は、同制度に係る税制が適用されます。

5【運用状況】

2019年12月30日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【JA資産設計ファンド（安定型）】

（1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	672,755,714	94.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		37,676,063	5.30
合計(純資産総額)		710,431,777	100.00

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	J A日本債券マザーファンド	296,700,427	1.4218	421,877,686	1.4206	421,492,626	59.33
2	日本	親投資信託 受益証券	J A日本株式マザーファンド	75,269,158	1.8509	139,318,134	1.8843	141,829,674	19.96
3	日本	親投資信託 受益証券	J A海外株式マザーファンド	24,069,295	2.9247	70,397,779	3.0697	73,885,514	10.40
4	日本	親投資信託 受益証券	J A海外債券マザーファンド	11,924,824	2.9445	35,112,840	2.9810	35,547,900	5.00

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	94.70
合計	94.70

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10計算期間末（2010年11月16日）	642,034,017	642,034,017	9,966	9,966
第11計算期間末（2011年11月16日）	633,424,105	633,424,105	9,554	9,554
第12計算期間末（2012年11月16日）	612,886,608	612,886,608	9,985	9,985
第13計算期間末（2013年11月18日）	612,645,494	621,410,043	11,883	12,053
第14計算期間末（2014年11月17日）	471,422,816	476,683,458	12,546	12,686
第15計算期間末（2015年11月16日）	457,239,548	461,482,117	12,933	13,053
第16計算期間末（2016年11月16日）	463,325,913	463,689,939	12,728	12,738
第17計算期間末（2017年11月16日）	575,151,889	579,807,372	13,590	13,700
第18計算期間末（2018年11月16日）	687,477,771	687,477,771	13,323	13,323
第19計算期間末（2019年11月18日）	721,719,278	727,025,281	13,602	13,702
2018年12月末日	645,336,213		13,071	
2019年 1月末日	670,486,338		13,314	
2月末日	709,918,309		13,447	
3月末日	692,400,843		13,496	
4月末日	698,650,595		13,547	
5月末日	679,611,003		13,275	
6月末日	686,650,531		13,458	
7月末日	687,737,085		13,534	
8月末日	688,743,787		13,442	
9月末日	706,032,342		13,550	
10月末日	731,750,630		13,723	
11月末日	723,199,718		13,628	
12月末日	710,431,777		13,700	

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	0
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	0
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	0
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	170
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	140
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	120
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	10
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	110
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	0
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	100

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	1.3
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	4.1
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	4.5
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	20.7
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	6.8
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	4.0
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	1.5
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	7.6
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	2.0
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	2.8

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	83,425,083	61,901,125	644,244,227
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	78,127,732	59,405,423	662,966,536
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	65,071,000	114,226,249	613,811,287
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	59,432,730	157,682,289	515,561,728
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	60,617,413	200,418,968	375,760,173
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	49,194,140	71,406,868	353,547,445
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	63,192,462	52,713,226	364,026,681
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	155,144,803	95,945,691	423,225,793
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	215,805,451	123,034,652	515,996,592
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	134,656,567	120,052,822	530,600,337

【JA資産設計ファンド（成長型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	842,515,046	94.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		49,739,199	5.57
合計(純資産総額)		892,254,245	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	JA日本株式マザーファンド	164,096,392	1.8507	303,693,193	1.8843	309,206,831	34.65
2	日本	親投資信託 受益証券	JA日本債券マザーファンド	215,739,356	1.4219	306,759,791	1.4206	306,479,329	34.35
3	日本	親投資信託 受益証券	JA海外株式マザーファンド	45,003,897	2.9247	131,622,898	3.0697	138,148,462	15.48
4	日本	親投資信託 受益証券	JA海外債券マザーファンド	29,748,549	2.9445	87,594,603	2.9810	88,680,424	9.94

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	94.43
合計	94.43

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10計算期間末（2010年11月16日）	796,055,085	796,055,085	9,554	9,554
第11計算期間末（2011年11月16日）	759,327,779	759,327,779	8,917	8,917
第12計算期間末（2012年11月16日）	781,608,936	781,608,936	9,476	9,476
第13計算期間末（2013年11月18日）	790,473,390	802,304,317	12,695	12,885
第14計算期間末（2014年11月17日）	708,230,304	717,469,424	13,798	13,978
第15計算期間末（2015年11月16日）	666,224,467	674,026,609	14,516	14,686
第16計算期間末（2016年11月16日）	621,390,340	623,181,472	13,877	13,917
第17計算期間末（2017年11月16日）	713,688,197	722,351,202	15,653	15,843
第18計算期間末（2018年11月16日）	912,131,247	913,936,051	15,162	15,192
第19計算期間末（2019年11月18日）	941,599,875	951,914,533	15,519	15,689
2018年12月末日	874,780,409		14,588	
2019年 1月末日	911,648,054		15,004	
2月末日	921,976,190		15,235	
3月末日	915,812,559		15,272	
4月末日	927,178,351		15,403	
5月末日	903,823,114		14,850	
6月末日	947,891,393		15,142	
7月末日	951,574,820		15,275	
8月末日	937,981,649		14,985	
9月末日	943,048,684		15,306	
10月末日	964,017,616		15,674	
11月末日	906,617,182		15,556	
12月末日	892,254,245		15,724	

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	0
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	0
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	0
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	190
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	180
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	170
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	40
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	190
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	30
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	170

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	0.6
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	6.7
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	6.3
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	36.0
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	10.1
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	6.4
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	4.1
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	14.2
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	2.9
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	3.5

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	100,174,870	57,098,062	833,252,542
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	94,131,504	75,866,300	851,517,746
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	74,176,597	100,828,715	824,865,628
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	58,367,539	260,552,793	622,680,374
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	55,165,812	164,561,703	513,284,483
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	42,667,535	97,002,452	458,949,566
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	46,988,804	58,155,123	447,783,247
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	112,936,764	104,772,366	455,947,645
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	236,953,341	91,299,344	601,601,642
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	123,394,357	118,251,372	606,744,627

【JA資産設計ファンド(積極型)】

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	740,960,251	94.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		42,138,981	5.38
合計(純資産総額)		783,099,232	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	JA日本株式マザーファンド	184,408,271	1.8508	341,310,705	1.8843	347,480,505	44.37
2	日本	親投資信託 受益証券	JA海外株式マザーファンド	65,499,518	2.9249	191,581,226	3.0697	201,063,870	25.68
3	日本	親投資信託 受益証券	JA日本債券マザーファンド	80,871,162	1.4219	114,998,553	1.4206	114,885,572	14.67
4	日本	親投資信託 受益証券	JA海外債券マザーファンド	26,008,153	2.9445	76,581,572	2.9810	77,530,304	9.90

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	94.62
合計	94.62

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10計算期間末（2010年11月16日）	695,577,839	695,577,839	8,772	8,772
第11計算期間末（2011年11月16日）	666,542,842	666,542,842	8,044	8,044
第12計算期間末（2012年11月16日）	731,945,526	731,945,526	8,657	8,657
第13計算期間末（2013年11月18日）	887,558,741	901,502,171	12,731	12,931
第14計算期間末（2014年11月17日）	781,591,252	793,077,497	14,290	14,500
第15計算期間末（2015年11月16日）	784,228,679	795,017,219	15,265	15,475
第16計算期間末（2016年11月16日）	706,853,280	709,362,858	14,083	14,133
第17計算期間末（2017年11月16日）	774,044,743	785,244,459	16,587	16,827
第18計算期間末（2018年11月16日）	781,379,231	783,338,327	15,954	15,994
第19計算期間末（2019年11月18日）	790,353,745	799,131,228	16,208	16,388
2018年12月末日	739,904,952		15,009	
2019年 1月末日	766,142,636		15,557	
2月末日	792,127,880		15,871	
3月末日	788,666,356		15,884	
4月末日	812,010,446		16,068	
5月末日	772,569,749		15,296	
6月末日	789,447,802		15,652	
7月末日	789,352,399		15,840	
8月末日	763,923,981		15,389	
9月末日	781,436,491		15,851	
10月末日	796,640,038		16,341	
11月末日	772,131,932		16,258	
12月末日	783,099,232		16,529	

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	0
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	0
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	0
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	200
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	210
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	210
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	50
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	240
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	40
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	180

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	0.3
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	8.3
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	7.6
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	49.4
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	13.9
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	8.3
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	7.4
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	19.5
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	3.6
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	2.7

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第10計算期間末	2009年11月17日～2010年11月16日	100,729,146	76,610,148	792,973,994
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	89,555,835	53,911,831	828,617,998
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	79,368,846	62,535,135	845,451,709
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	62,096,723	210,376,893	697,171,539
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	57,580,274	207,787,726	546,964,087
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	48,390,698	81,614,781	513,740,004
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	36,898,645	48,722,983	501,915,666
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	56,436,777	91,697,609	466,654,834
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	123,363,879	100,244,683	489,774,030
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	64,032,646	66,168,721	487,637,955

(参考)

J A日本株式マザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	27,983,154,980	99.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		67,918,827	0.24
合計(純資産総額)		28,051,073,807	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	キーエンス	電気機器	21,200	29,765.00	631,018,000	38,490.00	815,988,000	2.91
2	日本	株式	S U B A R U	輸送用機器	270,400	2,737.54	740,230,816	2,713.50	733,730,400	2.62
3	日本	株式	ソニー	電気機器	94,600	6,032.91	570,713,939	7,401.00	700,134,600	2.50
4	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	145,000	4,750.87	688,876,150	4,756.00	689,620,000	2.46
5	日本	株式	信越化学工業	化学	48,000	10,559.18	506,840,641	12,060.00	578,880,000	2.06
6	日本	株式	三菱商事	卸売業	191,200	2,609.54	498,944,048	2,900.00	554,480,000	1.98
7	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	214,500	2,056.50	441,119,250	2,534.50	543,650,250	1.94
8	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	195,900	2,582.68	505,948,611	2,757.00	540,096,300	1.93
9	日本	株式	第一三共	医薬品	70,900	7,159.20	507,587,706	7,228.00	512,465,200	1.83
10	日本	株式	日立製作所	電気機器	105,400	3,709.69	391,001,326	4,626.00	487,580,400	1.74
11	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	813,400	500.08	406,765,072	593.20	482,508,880	1.72
12	日本	株式	不二製油グループ本社	食料品	163,800	2,857.74	468,098,765	2,936.00	480,916,800	1.71
13	日本	株式	村田製作所	電気機器	71,000	4,905.26	348,273,674	6,746.00	478,966,000	1.71
14	日本	株式	T O Y O T I R E	ゴム製品	295,600	1,398.53	413,406,574	1,575.00	465,570,000	1.66
15	日本	株式	エフ・シー・シー	輸送用機器	188,800	1,963.81	370,769,127	2,377.00	448,777,600	1.60
16	日本	株式	H O Y A	精密機器	42,900	8,508.23	365,003,067	10,450.00	448,305,000	1.60
17	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	100,700	3,536.86	356,161,802	4,332.00	436,232,400	1.56
18	日本	株式	リログループ	サービス業	125,900	2,610.64	328,679,576	3,050.00	383,995,000	1.37
19	日本	株式	K D D I	情報・通信業	117,600	3,188.60	374,979,855	3,253.00	382,552,800	1.36
20	日本	株式	花王	化学	42,100	7,731.00	325,475,424	9,025.00	379,952,500	1.35
21	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	61,200	5,540.22	339,061,703	6,119.00	374,482,800	1.34
22	日本	株式	商船三井	海運業	121,600	2,442.64	297,025,024	3,025.00	367,840,000	1.31
23	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	46,200	7,739.93	357,585,197	7,714.00	356,386,800	1.27
24	日本	株式	パン・パシフィック・インターナショナルホ	小売業	196,600	1,637.10	321,853,860	1,811.00	356,042,600	1.27
25	日本	株式	日本精工	機械	333,900	917.31	306,291,967	1,041.00	347,589,900	1.24
26	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	81,300	3,408.15	277,082,595	4,099.00	333,248,700	1.19
27	日本	株式	日本電産	電気機器	21,600	13,857.40	299,319,840	15,005.00	324,108,000	1.16
28	日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	665,500	409.94	272,819,591	479.00	318,774,500	1.14
29	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	78,600	3,449.04	271,094,544	4,038.00	317,386,800	1.13
30	日本	株式	S G ホールディングス	陸運業	122,300	2,693.31	329,391,896	2,460.00	300,858,000	1.07

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	5.18
		食料品	3.80
		繊維製品	0.33
		化学	7.11
		医薬品	6.05
		石油・石炭製品	1.95
		ゴム製品	1.66
		ガラス・土石製品	0.63
		鉄鋼	0.55
		非鉄金属	0.43
		金属製品	0.88
		機械	5.03
		電気機器	14.52
		輸送用機器	6.72
		精密機器	2.28
		その他製品	0.94
		電気・ガス業	1.57
		陸運業	3.01
		海運業	2.23
		情報・通信業	8.72
		卸売業	4.98
		小売業	4.59
		銀行業	5.76
証券、商品先物取引業	0.81		
保険業	2.38		
その他金融業	1.05		
サービス業	6.60		
合計			99.76

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

J A 日本債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	52,230,453,500	81.50
地方債証券	日本	5,140,544,000	8.02
特殊債券	日本	2,329,634,550	3.64
社債券	日本	3,254,244,000	5.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,131,378,131	1.77
合計(純資産総額)		64,086,254,181	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	売建	日本	3,500,140,000	5.46

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第407回利付 国債(2年)	8,000,000,000	100.55	8,044,686,000	100.45	8,036,560,000	0.1	2021/12/1	12.54
2	日本	国債証券	第352回利付 国債(10年)	3,100,000,000	102.50	3,177,744,500	101.48	3,146,128,000	0.1	2028/9/20	4.91
3	日本	国債証券	第333回利付 国債(10年)	2,900,000,000	103.82	3,010,799,000	103.10	2,990,016,000	0.6	2024/3/20	4.67
4	日本	国債証券	第342回利付 国債(10年)	2,200,000,000	102.22	2,249,010,000	101.40	2,230,910,000	0.1	2026/3/20	3.48
5	日本	国債証券	第169回利付 国債(20年)	1,700,000,000	101.53	1,726,061,500	100.55	1,709,418,000	0.3	2039/6/20	2.67
6	日本	国債証券	第330回利付 国債(10年)	1,600,000,000	104.25	1,668,112,000	103.48	1,655,680,000	0.8	2023/9/20	2.58
7	日本	国債証券	第351回利付 国債(10年)	1,400,000,000	102.49	1,434,902,000	101.53	1,421,434,000	0.1	2028/6/20	2.22
8	日本	国債証券	第340回利付 国債(10年)	1,300,000,000	103.85	1,350,050,000	103.04	1,339,585,000	0.4	2025/9/20	2.09
9	日本	国債証券	第140回利付 国債(20年)	1,100,000,000	122.24	1,344,651,000	120.60	1,326,611,000	1.7	2032/9/20	2.07
10	日本	国債証券	第54回利付 国債(30年)	1,100,000,000	111.74	1,229,232,500	110.90	1,219,900,000	0.8	2047/3/20	1.90
11	日本	国債証券	第149回利付 国債(20年)	1,000,000,000	121.78	1,217,839,500	119.68	1,196,880,000	1.5	2034/6/20	1.87
12	日本	国債証券	第132回利付 国債(20年)	1,000,000,000	121.42	1,214,280,000	119.67	1,196,770,000	1.7	2031/12/20	1.87
13	日本	国債証券	第39回利付 国債(30年)	850,000,000	136.78	1,162,681,000	135.50	1,151,767,000	1.9	2043/6/20	1.80
14	日本	国債証券	第148回利付 国債(20年)	900,000,000	120.76	1,086,915,000	119.51	1,075,653,000	1.5	2034/3/20	1.68
15	日本	国債証券	第349回利付 国債(10年)	1,000,000,000	102.52	1,025,270,000	101.60	1,016,030,000	0.1	2027/12/20	1.59
16	日本	国債証券	第348回利付 国債(10年)	1,000,000,000	102.53	1,025,360,000	101.59	1,015,920,000	0.1	2027/9/20	1.59

17	日本	国債証券	第347回利付国債(10年)	1,000,000,000	102.49	1,024,980,000	101.57	1,015,770,000	0.1	2027/6/20	1.59
18	日本	国債証券	第344回利付国債(10年)	1,000,000,000	102.31	1,023,105,000	101.48	1,014,860,000	0.1	2026/9/20	1.58
19	日本	国債証券	第5回利付国債(40年)	650,000,000	149.98	974,870,000	147.74	960,362,000	2	2052/3/20	1.50
20	日本	国債証券	第37回利付国債(30年)	700,000,000	136.68	956,772,000	134.72	943,082,000	1.9	2042/9/20	1.47
21	日本	国債証券	第165回利付国債(20年)	900,000,000	105.18	946,647,000	104.59	941,346,000	0.5	2038/6/20	1.47
22	日本	国債証券	第59回利付国債(30年)	850,000,000	109.47	930,533,500	108.21	919,836,000	0.7	2048/6/20	1.44
23	日本	国債証券	第338回利付国債(10年)	850,000,000	103.53	880,005,000	102.77	873,579,000	0.4	2025/3/20	1.36
24	日本	国債証券	第124回利付国債(20年)	700,000,000	123.63	865,417,000	121.70	851,942,000	2	2030/12/20	1.33
25	日本	国債証券	第162回利付国債(20年)	800,000,000	107.20	857,632,000	106.47	851,800,000	0.6	2037/9/20	1.33
26	日本	国債証券	第128回利付国債(20年)	700,000,000	123.17	862,211,000	121.34	849,394,000	1.9	2031/6/20	1.33
27	日本	国債証券	第160回利付国債(20年)	700,000,000	109.00	763,000,000	108.31	758,191,000	0.7	2037/3/20	1.18
28	日本	国債証券	第158回利付国債(20年)	700,000,000	105.68	739,788,000	105.01	735,126,000	0.5	2036/9/20	1.15
29	日本	地方債証券	第21回地方公共団体金融機構債券(20年)	600,000,000	120.68	724,134,000	119.28	715,734,000	1.812	2032/4/28	1.12
30	日本	地方債証券	第482回名古屋市長官公債(10年)	700,000,000	102.34	716,443,000	102.08	714,595,000	0.639	2023/3/20	1.12

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	81.50
地方債証券	8.02
特殊債券	3.64
社債券	5.08
合計	98.23

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	大阪取引所	長期国債標準物先物	売建	23	日本円	3,498,667,230	3,500,140,000	5.46

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

J A 海外株式マザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	21,515,483,970	59.90
	カナダ	2,343,552,423	6.53
	ドイツ	1,329,693,734	3.70
	フランス	1,034,458,755	2.88
	オランダ	2,640,246,219	7.35
	ベルギー	868,706,453	2.42
	アイルランド	444,986,810	1.24
	イギリス	1,241,987,980	3.46
	スイス	2,005,466,967	5.58
	スウェーデン	79,222,965	0.22
	デンマーク	306,171,354	0.85
	オーストラリア	46,003,472	0.13
	バミューダ	637,264,104	1.77
	香港	336,280,724	0.94
	イスラエル	70,877,433	0.20
	小計	34,900,403,363	97.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,015,912,193	2.83
合計(純資産総額)		35,916,315,556	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建		220,047,056	0.61
	売建		220,157,277	0.61

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オランダ	株式	KONINKLIJKE PHILIPS NV	ヘルスケア機器・サービス	230,565	5,238.58	1,207,834,351	5,386.85	1,242,021,007	3.46
2	アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	176,671	5,419.93	957,545,018	7,027.17	1,241,498,635	3.46
3	カナダ	株式	BARRICK GOLD CORP	素材	615,322	1,883.33	1,158,858,321	2,012.61	1,238,407,641	3.45
4	アメリカ	株式	EXELON CORP	公益事業	243,082	5,149.32	1,251,709,145	4,975.11	1,209,362,023	3.37
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	8,126	134,787.28	1,095,281,482	148,414.35	1,206,015,076	3.36
6	アメリカ	株式	MANPOWERGROUP INC	商業・専門サービス	113,021	9,563.31	1,080,855,246	10,633.89	1,201,853,289	3.35
7	オランダ	株式	KONINKLIJKE KPN NV	電気通信サービス	3,448,492	338.15	1,166,131,819	323.87	1,116,874,207	3.11
8	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	106,636	9,658.37	1,029,930,243	10,465.56	1,116,005,882	3.11
9	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	158,191	6,521.49	1,031,641,417	6,741.22	1,066,401,409	2.97
10	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	32,818	25,684.15	842,902,460	32,426.47	1,064,171,997	2.96
11	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	67,214	12,065.84	810,993,558	14,409.33	968,508,787	2.70
12	イギリス	株式	BT GROUP PLC	電気通信サービス	3,257,089	254.27	828,197,138	281.50	916,895,827	2.55
13	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	46,931	14,936.31	700,976,190	17,415.65	817,334,227	2.28
14	ドイツ	株式	RWE AG	公益事業	224,124	3,199.04	716,982,580	3,315.93	743,180,033	2.07
15	アメリカ	株式	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	ヘルスケア機器・サービス	44,607	16,860.18	752,082,424	15,705.42	700,571,938	1.95
16	アメリカ	株式	NRG ENERGY INC	公益事業	160,547	4,274.37	686,237,736	4,298.03	690,037,235	1.92
17	アメリカ	株式	COMCAST CORP-CL A	メディア・娯楽	138,450	5,069.34	701,850,289	4,941.15	684,103,048	1.90
18	バミューダ	株式	ATHENE HOLDING LTD-CLASS A	保険	123,678	4,692.45	580,353,425	5,152.60	637,264,104	1.77
19	アメリカ	株式	WALMART INC	食品・生活必需品小売り	44,810	12,661.84	567,377,463	13,102.28	587,113,185	1.63
20	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	59,960	8,159.61	489,250,780	9,456.12	566,989,171	1.58
21	ベルギー	株式	AGEAS	保険	85,610	6,134.35	525,161,909	6,528.93	558,941,800	1.56
22	アメリカ	株式	EXPEDIA GROUP INC	小売	44,329	14,391.80	637,974,173	11,867.53	526,076,145	1.46

23	フランス	株式	ENGIE	公益事業	288,039	1,724.44	496,707,295	1,800.11	518,502,633	1.44
24	アメリカ	株式	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	公益事業	76,601	6,635.58	508,292,228	6,418.02	491,627,118	1.37
25	カナダ	株式	SUNCOR ENERGY INC	エネルギー	137,142	3,521.29	482,917,218	3,574.94	490,274,805	1.37
26	アメリカ	株式	AVANGRID INC	公益事業	83,171	5,546.42	461,301,657	5,580.98	464,176,220	1.29
27	アメリカ	株式	AEROJET ROCKETDYNE HOLDINGS	資本財	92,203	5,536.19	510,453,416	4,940.06	455,488,389	1.27
28	ドイツ	株式	VOLKSWAGEN AG	自動車・ 自動車部 品	20,884	19,735.06	412,147,139	21,401.61	446,951,244	1.24
29	アメリカ	株式	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	ソフト ウェア・ サービス	64,367	6,957.98	447,864,809	6,810.24	438,355,336	1.22
30	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	101,550	3,989.39	405,122,769	4,307.89	437,467,164	1.22

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	ヘルス・ケア	0.65
		エネルギー	4.39
		素材	3.77
		資本財	2.81
		商業・専門サービス	4.65
		運輸	0.75
		自動車・自動車部品	1.24
		耐久消費財・アパレル	0.25
		消費者サービス	0.64
		メディア・娯楽	5.75
		小売	1.46
		食品・生活必需品小売り	2.27
		食品・飲料・タバコ	3.24
		ヘルスケア機器・サービス	10.26
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	12.27
		銀行	1.57
		各種金融	1.74
		保険	5.52
		不動産	0.97
		ソフトウェア・サービス	7.74
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.29		
電気通信サービス	10.03		
公益事業	12.99		
半導体・半導体製造装置	1.91		
合計			97.17

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	1,355,682.07	147,915,904	148,447,185	0.41
	カナダドル	買建	426,055.02	35,734,003	35,682,107	0.10
	スイスフラン	買建	319,524.64	35,998,338	35,917,764	0.10
	米ドル	売建	654,014.79	71,732,341	71,614,618	0.20
	ユーロ	売建	424,219.88	51,657,254	51,979,661	0.14
	英ポンド	売建	430,320.59	61,346,503	61,725,185	0.17
	香港ドル	売建	2,477,796.13	34,912,147	34,837,813	0.10

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

J A 海外債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	8,585,400,087	44.48
	カナダ	354,214,598	1.84
	メキシコ	113,825,542	0.59
	ドイツ	1,225,371,155	6.35
	イタリア	1,601,598,236	8.30
	フランス	1,861,404,386	9.64
	オランダ	309,179,637	1.60
	スペイン	1,073,042,262	5.56
	ベルギー	408,964,298	2.12
	オーストリア	236,773,239	1.23
	フィンランド	98,981,035	0.51
	アイルランド	95,029,767	0.49
	イギリス	1,103,186,590	5.72
	スウェーデン	40,643,687	0.21
	ノルウェー	22,187,716	0.11
	デンマーク	84,307,919	0.44
	ポーランド	78,147,712	0.40
	オーストラリア	457,154,602	2.37
	ニュージーランド	393,246,761	2.04
	シンガポール	127,019,008	0.66
	小計	18,269,678,237	94.65
特殊債券	ドイツ	25,035,107	0.13
社債券	アメリカ	492,067,749	2.55
	カナダ	36,128,915	0.19
	小計	528,196,664	2.74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		479,713,216	2.49
合計(純資産総額)		19,302,623,224	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建		3,927,148,787	20.35
	売建		3,922,163,379	20.32

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.75 220430	14,919,000	10,993.25	1,640,083,027	10,993.23	1,640,080,411	1.75	2022/4/30	8.50
2	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.5 240515	13,116,000	11,373.42	1,491,738,240	11,336.03	1,486,834,515	2.5	2024/5/15	7.70
3	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.375 240815	9,778,000	11,337.26	1,108,558,144	11,294.52	1,104,378,446	2.375	2024/8/15	5.72
4	アメリカ	国債証券	T-BILL 0 191231	9,646,000	10,947.34	1,055,980,997	10,947.36	1,055,982,780		2019/12/31	5.47
5	ドイツ	国債証券	OBL 0 241018	5,435,000	12,657.45	687,932,641	12,569.00	683,125,219	0	2024/10/18	3.54
6	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.375 230831	5,082,000	10,860.13	551,912,061	10,850.71	551,433,571	1.375	2023/8/31	2.86
7	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.0 480215	4,398,000	12,725.92	559,686,030	12,510.38	550,206,621	3	2048/2/15	2.85
8	フランス	国債証券	OAT 0 250325	3,408,000	12,554.36	427,852,742	12,483.71	425,444,953	0	2025/3/25	2.20
9	ニュー ジーラ ンド	国債証券	NZDGOV 3 290420	4,787,000	8,564.57	409,986,281	8,214.88	393,246,761	3	2029/4/20	2.04
10	フランス	国債証券	OAT 0 220225	3,065,000	12,427.92	380,915,816	12,397.94	379,997,097	0	2022/2/25	1.97
11	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.125 210815	3,311,000	11,044.74	365,691,460	11,043.30	365,643,830	2.125	2021/8/15	1.89
12	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.5 360215	2,317,000	14,881.53	344,805,161	14,642.09	339,257,334	4.5	2036/2/15	1.76
13	スペイン	国債証券	SPA GOVT 1.45 290430	2,379,000	13,474.98	320,569,978	13,454.39	320,080,015	1.45	2029/4/30	1.66
14	アメリカ	国債証券	TSY INF 0.25 290715	2,738,000	11,060.07	303,794,335	11,068.91	304,794,244	0.25	2029/7/15	1.58
15	フランス	国債証券	OAT 0.5 290525	2,329,000	13,042.47	303,759,156	12,818.17	298,535,276	0.5	2029/5/25	1.55
16	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.625 440215	2,022,000	13,878.59	280,625,260	13,637.65	275,753,321	3.625	2044/2/15	1.43
17	イギリス	国債証券	GILT 4.25 461207	1,133,000	24,567.01	278,344,330	24,150.21	273,621,934	4.25	2046/12/7	1.42
18	イギリス	国債証券	GILT 0.875 291022	1,735,000	14,446.89	250,653,713	14,507.37	251,703,001	0.875	2029/10/22	1.30
19	スペイン	国債証券	SPA GOVT 0.05 211031	1,900,000	12,374.08	235,107,695	12,353.47	234,715,942	0.05	2021/10/31	1.22
20	イタリア	国債証券	BTPS 0.35 211101	1,745,000	12,337.81	215,294,913	12,348.69	215,484,796	0.35	2021/11/1	1.12
21	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 480515	1,645,000	13,054.56	214,747,590	12,809.96	210,723,843	3.125	2048/5/15	1.09
22	イタリア	国債証券	BTPS 1.35 300401	1,699,000	12,294.08	208,876,551	12,220.30	207,622,922	1.35	2030/4/1	1.08
23	スペイン	国債証券	SPA GOVT 4.65 250730	1,305,000	15,469.08	201,871,520	15,428.58	201,343,081	4.65	2025/7/30	1.04
24	イタリア	国債証券	BTPS 0.35 250201	1,665,000	12,046.97	200,582,074	12,062.16	200,834,982	0.35	2025/2/1	1.04
25	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.375 391115	1,309,000	15,095.74	197,603,249	14,805.15	193,799,422	4.375	2039/11/15	1.00
26	ドイツ	国債証券	OBL 0 211008	1,507,000	12,425.89	187,258,299	12,391.73	186,743,446	0	2021/10/8	0.97
27	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.75 471115	1,550,000	12,130.48	188,022,489	11,928.77	184,895,970	2.75	2047/11/15	0.96
28	ドイツ	国債証券	BUND 0.25 290215	1,423,000	12,939.41	184,127,866	12,870.62	183,148,941	0.25	2029/2/15	0.95

29	イギリス	国債証券	GILT 4.25 401207	814,000	22,508.13	183,216,244	22,408.33	182,403,833	4.25	2040/12/7	0.94
30	フランス	国債証券	OAT 3.25 450525	867,000	20,244.95	175,523,769	19,450.87	168,639,062	3.25	2045/5/25	0.87

□.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	94.65
特殊債券	0.13
社債券	2.74
合計	97.51

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	16,740,185.52	1,819,870,667	1,832,548,103	9.49
	メキシコペソ	買建	7,405,000.00	41,191,188	42,949,000	0.22
	ユーロ	買建	5,693,274.58	687,507,856	697,596,934	3.61
	英ポンド	買建	4,112,000.00	582,694,157	589,701,920	3.06
	スイスフラン	買建	2,375,000.00	260,784,227	266,973,750	1.38
	スウェーデンクローネ	買建	12,787,000.00	145,966,247	150,119,380	0.78
	ノルウェークローネ	買建	7,692,000.00	91,588,016	95,534,640	0.49
	デンマーククローネ	買建	632,000.00	10,199,714	10,364,800	0.05
	ポーランドズロチ	買建	1,522,000.00	42,419,230	43,727,060	0.23
	シンガポールドル	買建	1,097,000.00	87,652,189	88,857,000	0.46
	南アフリカランド	買建	13,910,000.00	102,346,391	108,776,200	0.56
	米ドル	売建	18,812,135.01	2,052,349,215	2,059,364,412	10.67
	カナダドル	売建	0.45	37	37	0.00
	ユーロ	売建	5,170,000.00	622,901,320	633,480,100	3.28
	英ポンド	売建	3,202,000.00	455,649,610	459,198,820	2.38
	スウェーデンクローネ	売建	17,799,000.00	202,374,630	208,960,260	1.08
	オーストラリアドル	売建	1,297,000.00	96,068,790	99,181,590	0.51
	ニュージーランドドル	売建	5,646,000.00	396,236,280	414,755,160	2.15
シンガポールドル	売建	583,000.00	46,640,000	47,223,000	0.24	

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

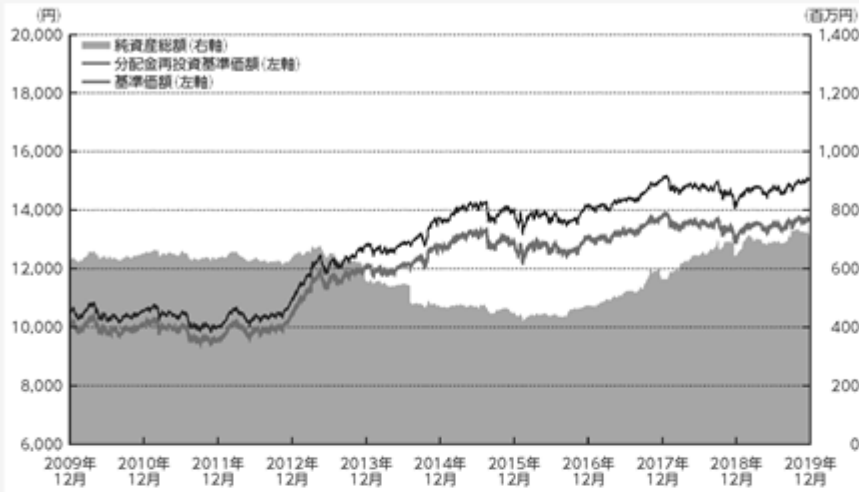
< 参考情報 >

交付目論見書の運用実績（2019年12月末現在）

2019年12月末現在

【安定型】

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
15期 2015年11月16日	120円
16期 2016年11月16日	10円
17期 2017年11月16日	110円
18期 2018年11月16日	0円
19期 2019年11月18日	100円

設定来累計 1,150円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

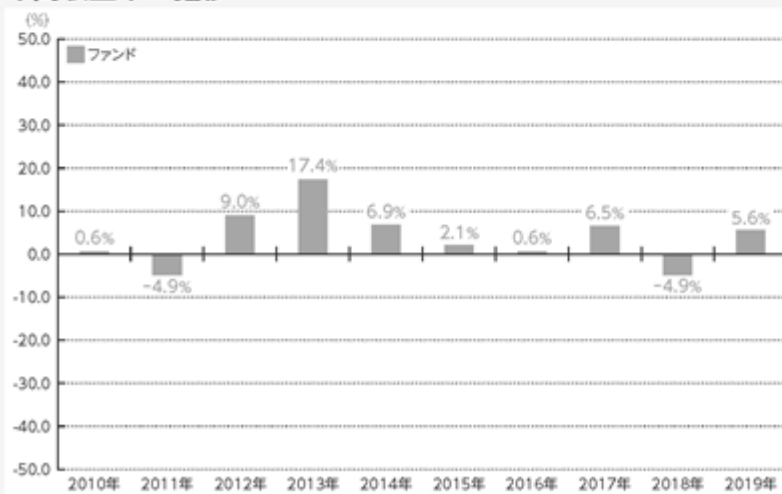
JA資産設計ファンド(安定型)

《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率 (%)
JA日本株式マザーファンド	20.0
JA日本債券マザーファンド	59.3
JA海外株式マザーファンド	10.4
JA海外債券マザーファンド	5.0
短期資産等	5.3

・組入比率は、ベビーファンドの純資産総額に対する比率です。
 ・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・2019年は1月から12月までの騰落率を表示。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

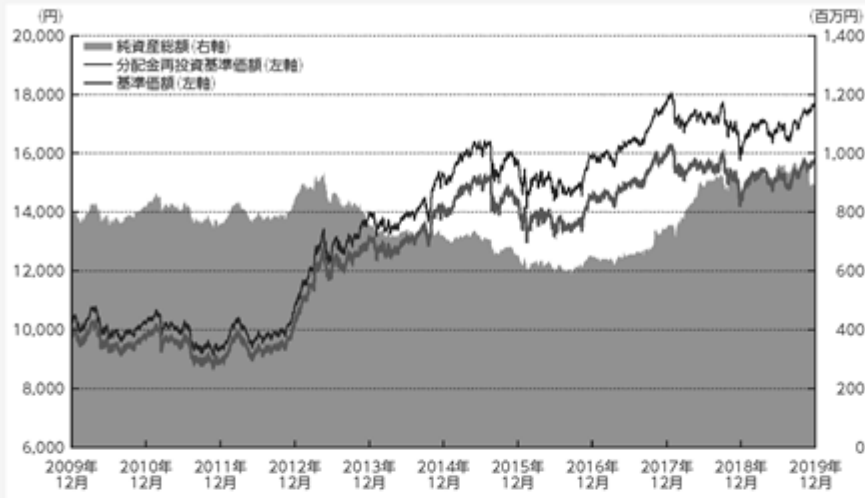
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

2019年12月末現在

【成長型】

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期/年月日	分配金
15期 2015年 11月 16日	170円
16期 2016年 11月 16日	40円
17期 2017年 11月 16日	190円
18期 2018年 11月 16日	30円
19期 2019年 11月 18日	170円

設定来累計	1,540円
-------	--------

・分配金のデータは、1万円当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

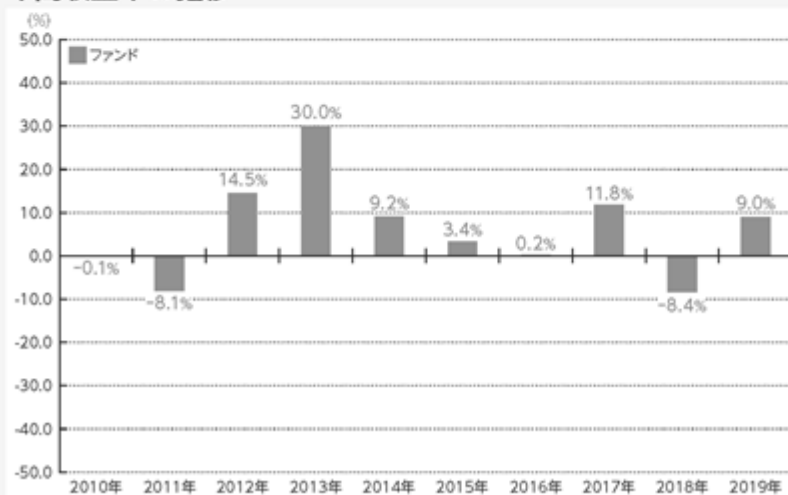
JA資産設計ファンド(成長型)

《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA日本株式マザーファンド	34.7
JA日本債券マザーファンド	34.3
JA海外株式マザーファンド	15.5
JA海外債券マザーファンド	9.9
短期資産等	5.6

・組入比率は、ベビーファンドの純資産総額に対する比率です。
・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・2019年は1月から12月までの騰落率を表示。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

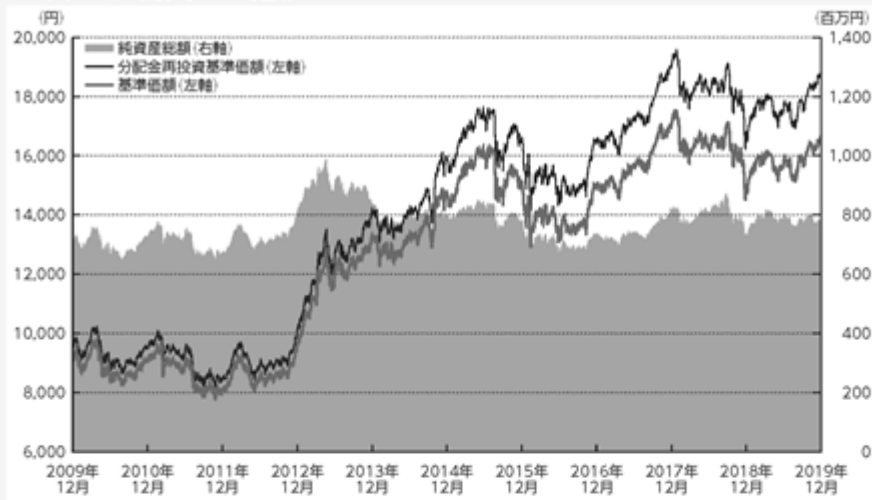
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

2019年12月末現在

【積極型】

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
15期 2015年 11月 16日	210円
16期 2016年 11月 16日	50円
17期 2017年 11月 16日	240円
18期 2018年 11月 16日	40円
19期 2019年 11月 18日	180円
設定来累計	1,730円

・分配金のデータは、1万円当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

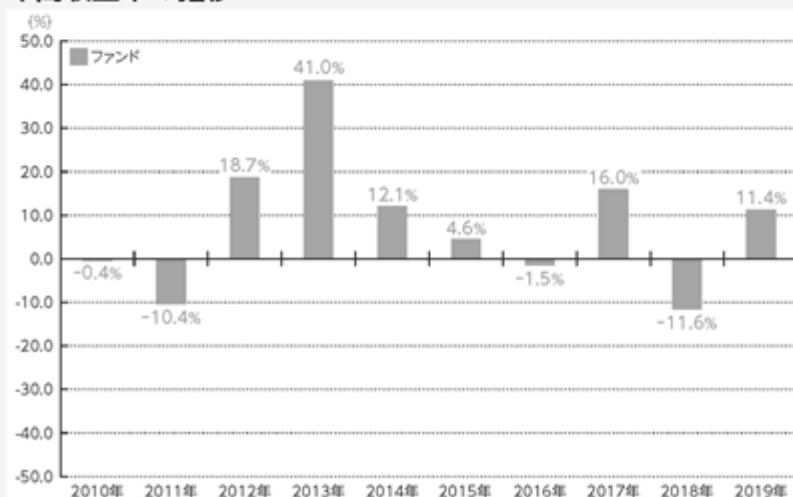
JA資産設計ファンド(積極型)

《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率 (%)
JA日本株式マザーファンド	44.4
JA日本債券マザーファンド	14.7
JA海外株式マザーファンド	25.7
JA海外債券マザーファンド	9.9
短期資産等	5.4

・組入比率は、ベビーファンドの純資産総額に対する比率です。
 ・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未取金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・2019年は1月から12月までの騰落率を表示。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

2019年12月末現在

(参考) マザーファンド

主要な資産の状況

《組入上位銘柄》

JA日本株式マザーファンド

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	キーエンス	電気機器	2.9
2	SUBARU	輸送用機器	2.6
3	ソニー	電気機器	2.5
4	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.5
5	信越化学工業	化学	2.1
6	三菱商事	卸売業	2.0
7	伊藤忠商事	卸売業	1.9
8	日本電信電話	情報・通信業	1.9
9	第一三共	医薬品	1.8
10	日立製作所	電気機器	1.7

JA日本債券マザーファンド

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	第407回利付国債(2年)	0.1	2021/12/ 1	12.5	国債
2	第352回利付国債(10年)	0.1	2028/ 9/20	4.9	国債
3	第333回利付国債(10年)	0.6	2024/ 3/20	4.7	国債
4	第342回利付国債(10年)	0.1	2026/ 3/20	3.5	国債
5	第169回利付国債(20年)	0.3	2039/ 6/20	2.7	国債
6	第330回利付国債(10年)	0.8	2023/ 9/20	2.6	国債
7	第351回利付国債(10年)	0.1	2028/ 6/20	2.2	国債
8	第340回利付国債(10年)	0.4	2025/ 9/20	2.1	国債
9	第140回利付国債(20年)	1.7	2032/ 9/20	2.1	国債
10	第54回利付国債(30年)	0.8	2047/ 3/20	1.9	国債

JA海外株式マザーファンド

	銘柄名	国名	通貨	業種	組入比率(%)
1	KONINKLIJKE PHILIPS NV	オランダ	ユーロ	ヘルスケア機器・サービス	3.5
2	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	アメリカ	米ドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.5
3	BARRICK GOLD CORP	カナダ	米ドル	素材	3.4
4	EXELON CORP	アメリカ	米ドル	公益事業	3.4
5	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	米ドル	メディア・娯楽	3.4
6	MANPOWERGROUP INC	アメリカ	米ドル	商業・専門サービス	3.3
7	KONINKLIJKE KPN NV	オランダ	ユーロ	電気通信サービス	3.1
8	NOVARTIS AG-REG	スイス	スイスフラン	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.1
9	VERIZON COMMUNICATIONS INC	アメリカ	米ドル	電気通信サービス	3.0
10	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	米ドル	ヘルスケア機器・サービス	3.0

JA海外債券マザーファンド

	銘柄名	国名	通貨	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	T-NOTE 1.75 220430	アメリカ	米ドル	1.75	2022/ 4/30	8.5	国債
2	T-NOTE 2.5 240515	アメリカ	米ドル	2.5	2024/ 5/15	7.7	国債
3	T-NOTE 2.375 240815	アメリカ	米ドル	2.375	2024/ 8/15	5.7	国債
4	T-BILL 0 191231	アメリカ	米ドル	0	2019/12/31	5.5	国債
5	OBL 0 241018	ドイツ	ユーロ	0	2024/10/18	3.5	国債
6	T-NOTE 1.375 230831	アメリカ	米ドル	1.375	2023/ 8/31	2.9	国債
7	T-BOND 3.0 480215	アメリカ	米ドル	3.0	2048/ 2/15	2.9	国債
8	OAT 0 250325	フランス	ユーロ	0	2025/ 3/25	2.2	国債
9	NZDGOV 3 290420	ニュージーランド	ニュージーランドドル	3	2029/ 4/20	2.0	国債
10	OAT 0 220225	フランス	ユーロ	0	2022/ 2/25	2.0	国債

・組入比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。
継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（2）取得申込

< 通常の申込 > の場合

（イ）当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ロ）当ファンドは、収益分配を行った場合、税金を差し引いた後、収益分配金を無手数料で再投資を行う「分配金再投資（累積投資）」専用のファンドです。

このため、取得申込者は、販売会社との間で、「J A 資産設計ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ハ）当ファンドを保有している場合、スイッチングの申し込みを受け付けます。スイッチングの申し込みの際は、一部解約の実行を請求するファンドと取得申込を行うファンドをご指示ください。

この場合の一部解約の実行の請求と取得申込は、通常の場合と同様となりますが、申込単位は1口単位とし、申込手数料はかかりません。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。）

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

確定拠出年金制度に係る手続きが必要になります。

（3）申込単位

< 通常の申込 > の場合

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、スイッチングによる取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

各ファンドにつき、1円以上1円単位とします。

（4）申込手数料

< 通常の申込 > の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

スイッチングによる取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

（5）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

（1）一部解約申込

<通常の申込>の場合

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（スイッチングによる一部解約の実行の請求の場合を含みます。）

（ロ）一部解約の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために、大口の一部解約の実行の請求の場合は別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（2）に準じて計算された価額とします。

（ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

- < 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合
確定拠出年金制度に係る手続きに従います。

(2) 解約価額

解約価額¹は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額²（当該基準価額に0.20%を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

1 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.20%)

2 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
< フリーダイヤル > 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
< ホームページアドレス > <http://www.ja-asset.co.jp/>

(3) 一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第7条））

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

また、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
株式	原則として、時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、もしくは第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

公社債等	<p>原則として、時価により評価しております。 時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格情報会社の提供する価額</p> <p>（注）残存期間が1年以内の組入公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。</p>
------	---

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。

（JA資産設計ファンド（安定型）の表示は、「JA安定」です。）

（JA資産設計ファンド（成長型）の表示は、「JA成長」です。）

（JA資産設計ファンド（積極型）の表示は、「JA積極」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間（約款第3条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第48条第7項、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託契約終了の日まで）とします。

（4）【計算期間】

信託の計算期間（約款第38条）

a. この信託の計算期間は、原則として毎年11月17日から翌年11月16日までとします。

ただし、第1計算期間は、2001年2月20日から2001年11月16日までとします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の一部解約（約款第48条第7項から第12項）

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約の解約（約款第49条）

委託者は、約款第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうち、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ハ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第50条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

(ニ) 委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い（約款第51条）

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第53条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第54条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第50条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第54条の規定に従います。

（ロ）信託約款の変更（約款第54条）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c．その他の契約の変更

<募集・販売の取扱い等に関する契約>

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

<運用の権限委託に関する契約>

親投資信託の運用における投資顧問会社との投資運用委託契約は、親投資信託の信託期間終了まで継続します。

ただし、委託者、投資顧問会社が法令等に違反したとき、重大な契約違反を行ったとき、その他契約を継続することが困難となった場合には、相手方に通知を行うことにより契約の終了又は契約内容の変更を行うことができます。

上記の終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d．運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<有価証券報告書および半期報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第52条）

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f．公告（約款第56条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g．信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第57条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h．信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

(イ) 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

当ファンドの収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。

受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金（委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、累積投資契約に基づき、各受益者に対し遅滞なく、収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(ハ) 買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

（注）取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(二) 反対者の買取請求権(約款第55条)

約款第48条もしくは約款第49条に規定する信託契約の解約または約款第54条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第48条第9項および約款第49条第3項または約款第54条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

上記の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(ホ) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権(投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項)

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（2018年11月17日から2019年11月18日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【JA資産設計ファンド（安定型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 2018年11月16日現在	第19期 2019年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	20,527,562	1,896,870
コール・ローン	19,384,496	46,806,896
親投資信託受益証券	651,169,221	682,234,034
未収入金	-	338,666
流動資産合計	691,081,279	731,276,466
資産合計	691,081,279	731,276,466
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	5,306,003
未払解約金	-	356,493
未払受託者報酬	358,242	387,194
未払委託者報酬	3,224,128	3,484,625
未払利息	42	94
その他未払費用	21,096	22,779
流動負債合計	3,603,508	9,557,188
負債合計	3,603,508	9,557,188
純資産の部		
元本等		
元本	515,996,592	530,600,337
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	171,481,179	191,118,941
（分配準備積立金）	54,229,581	45,920,707
元本等合計	687,477,771	721,719,278
純資産合計	687,477,771	721,719,278
負債純資産合計	691,081,279	731,276,466

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期		第19期	
	自	2017年11月17日 至 2018年11月16日	自	2018年11月17日 至 2019年11月18日
営業収益				
受取利息		224		32
有価証券売買等損益		5,772,366		26,702,008
営業収益合計		5,772,142		26,702,040
営業費用				
支払利息		17,298		17,786
受託者報酬		675,329		754,329
委託者報酬		6,077,862		6,788,780
その他費用		35,345		31,172
営業費用合計		6,805,834		7,592,067
営業利益又は営業損失（ ）		12,577,976		19,109,973
経常利益又は経常損失（ ）		12,577,976		19,109,973
当期純利益又は当期純損失（ ）		12,577,976		19,109,973
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		512,001		717,890
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		151,926,096		171,481,179
剰余金増加額又は欠損金減少額		76,518,106		46,273,012
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		76,518,106		46,273,012
剰余金減少額又は欠損金増加額		43,873,046		39,721,330
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		43,873,046		39,721,330
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		5,306,003
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		171,481,179		191,118,941

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他	当計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2018年11月17日から2019年11月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第18期 2018年11月16日現在	第19期 2019年11月18日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	423,225,793円	515,996,592円
	期中追加設定元本額	215,805,451円	134,656,567円
	期中一部解約元本額	123,034,652円	120,052,822円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	515,996,592口	530,600,337口
3.	一口当たり純資産額	1.3323円	1.3602円
	(一万口当たり純資産額)	(13,323円)	(13,602円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第18期 自 2017年11月17日 至 2018年11月16日	第19期 自 2018年11月17日 至 2019年11月18日
1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、J A海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、J A海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左
2．分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（153,358,598円）及び分配準備積立金（54,229,581円）より、分配対象収益は207,588,179円（一万口当たり4,023.05円）であります。基準価額水準、市況動向等を勘案し分配は行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,887,891円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（2,134,146円）、信託約款に規定される収益調整金（170,729,748円）及び分配準備積立金（43,204,673円）より、分配対象収益は221,956,458円（一万口当たり4,183.12円）であり、うち5,306,003円（一万口当たり100円）を分配いたしました。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第18期 自 2017年11月17日 至 2018年11月16日	第19期 自 2018年11月17日 至 2019年11月18日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期 2018年11月16日現在	第19期 2019年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第18期(自 2017年11月17日 至 2018年11月16日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,953,224
合計	5,953,224

第19期(自 2018年11月17日 至 2019年11月18日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	24,694,550
合計	24,694,550

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受 益証券	J A 日本株式マザーファンド	76,995,930	142,519,466	
	J A 日本債券マザーファンド	303,586,994	431,822,140	
	J A 海外株式マザーファンド	24,606,341	71,968,626	
	J A 海外債券マザーファンド	12,199,478	35,923,802	
合計		417,388,743	682,234,034	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【JA資産設計ファンド（成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第18期 2018年11月16日現在	第19期 2019年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	26,704,006	2,730,798
コール・ローン	25,217,009	67,384,767
親投資信託受益証券	867,410,987	887,562,366
流動資産合計	919,332,002	957,677,931
資産合計	919,332,002	957,677,931
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,804,804	10,314,658
未払受託者報酬	487,986	521,162
未払委託者報酬	4,879,813	5,211,576
未払利息	55	135
その他未払費用	28,097	30,525
流動負債合計	7,200,755	16,078,056
負債合計	7,200,755	16,078,056
純資産の部		
元本等		
元本	601,601,642	606,744,627
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	310,529,605	334,855,248
（分配準備積立金）	132,340,402	110,027,031
元本等合計	912,131,247	941,599,875
純資産合計	912,131,247	941,599,875
負債純資産合計	919,332,002	957,677,931

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期		第19期	
	自	2017年11月17日 至 2018年11月16日	自	2018年11月17日 至 2019年11月18日
営業収益				
受取利息		262		43
有価証券売買等損益		13,938,479		43,901,046
営業収益合計		13,938,217		43,901,089
営業費用				
支払利息		21,984		23,166
受託者報酬		898,438		1,010,029
委託者報酬		8,984,166		10,100,219
その他費用		46,403		41,484
営業費用合計		9,950,991		11,174,898
営業利益又は営業損失（ ）		23,889,208		32,726,191
経常利益又は経常損失（ ）		23,889,208		32,726,191
当期純利益又は当期純損失（ ）		23,889,208		32,726,191
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		777,934		758,008
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		257,740,552		310,529,605
剰余金増加額又は欠損金減少額		130,453,926		63,336,794
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		130,453,926		63,336,794
剰余金減少額又は欠損金増加額		51,192,927		60,664,676
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		51,192,927		60,664,676
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		1,804,804		10,314,658
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		310,529,605		334,855,248

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他	当計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2018年11月17日から2019年11月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第18期 2018年11月16日現在	第19期 2019年11月18日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	455,947,645円	601,601,642円
	期中追加設定元本額	236,953,341円	123,394,357円
	期中一部解約元本額	91,299,344円	118,251,372円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	601,601,642口	606,744,627口
3.	一口当たり純資産額	1.5162円	1.5519円
	(一万口当たり純資産額)	(15,162円)	(15,519円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第18期 自 2017年11月17日 至 2018年11月16日	第19期 自 2018年11月17日 至 2019年11月18日
1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、J A海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、J A海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左
2．分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,024,824円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（282,626,652円）及び分配準備積立金（132,120,382円）より、分配対象収益は416,771,858円（一万口当たり6,927.70円）であり、うち1,804,804円（一万口当たり30円）を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,024,733円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（309,825,746円）及び分配準備積立金（109,316,956円）より、分配対象収益は430,167,435円（一万口当たり7,089.76円）であり、うち10,314,658円（一万口当たり170円）を分配いたしました。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第18期 自 2017年11月17日 至 2018年11月16日	第19期 自 2018年11月17日 至 2019年11月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期 2018年11月16日現在	第19期 2019年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第18期(自 2017年11月17日 至 2018年11月16日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	14,251,882
合計	14,251,882

第19期(自 2018年11月17日 至 2019年11月18日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	40,145,157
合計	40,145,157

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	J A 日本株式マザーファンド	175,581,636	325,001,608	
	J A 日本債券マザーファンド	230,750,689	328,219,780	
	J A 海外株式マザーファンド	48,099,625	140,681,783	
	J A 海外債券マザーファンド	31,806,023	93,659,195	
合計		486,237,973	887,562,366	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【JA資産設計ファンド（積極型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第18期 2018年11月16日現在	第19期 2019年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	23,984,878	2,298,686
コール・ローン	22,649,294	56,722,047
親投資信託受益証券	742,542,143	745,766,811
流動資産合計	789,176,315	804,787,544
資産合計	789,176,315	804,787,544
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,959,096	8,777,483
未払受託者報酬	446,993	433,119
未払委託者報酬	5,363,844	5,197,380
未払利息	49	114
その他未払費用	27,102	25,703
流動負債合計	7,797,084	14,433,799
負債合計	7,797,084	14,433,799
純資産の部		
元本等		
元本	489,774,030	487,637,955
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	291,605,201	302,715,790
（分配準備積立金）	189,373,918	166,790,293
元本等合計	781,379,231	790,353,745
純資産合計	781,379,231	790,353,745
負債純資産合計	789,176,315	804,787,544

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期		第19期	
	自	2017年11月17日 至 2018年11月16日	自	2018年11月17日 至 2019年11月18日
営業収益				
受取利息		289		44
有価証券売買等損益		16,179,529		32,120,039
営業収益合計		16,179,240		32,120,083
営業費用				
支払利息		21,915		23,779
受託者報酬		871,129		851,923
委託者報酬		10,453,391		10,222,997
その他費用		44,741		36,737
営業費用合計		11,391,176		11,135,436
営業利益又は営業損失（ ）		27,570,416		20,984,647
経常利益又は経常損失（ ）		27,570,416		20,984,647
当期純利益又は当期純損失（ ）		27,570,416		20,984,647
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,513,338		1,360,339
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		307,389,909		291,605,201
剰余金増加額又は欠損金減少額		81,109,344		36,609,511
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		81,109,344		36,609,511
剰余金減少額又は欠損金増加額		65,851,202		39,066,425
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		65,851,202		39,066,425
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		1,959,096		8,777,483
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		291,605,201		302,715,790

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他	当計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2018年11月17日から2019年11月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第18期 2018年11月16日現在	第19期 2019年11月18日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	466,654,834円	489,774,030円
	期中追加設定元本額	123,363,879円	64,032,646円
	期中一部解約元本額	100,244,683円	66,168,721円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	489,774,030口	487,637,955口
3.	一口当たり純資産額	1.5954円	1.6208円
	(一万口当たり純資産額)	(15,954円)	(16,208円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第18期 自 2017年11月17日 至 2018年11月16日	第19期 自 2018年11月17日 至 2019年11月18日
1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、J A海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、J A海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左
2．分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,341,349円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（242,103,756円）及び分配準備積立金（188,991,665円）より、分配対象収益は433,436,770円（一万口当たり8,849.73円）であり、うち1,959,096円（一万口当たり40円）を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,553,451円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（263,915,317円）及び分配準備積立金（166,014,325円）より、分配対象収益は439,483,093円（一万口当たり9,012.49円）であり、うち8,777,483円（一万口当たり180円）を分配いたしました。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第18期 自 2017年11月17日 至 2018年11月16日	第19期 自 2018年11月17日 至 2019年11月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期 2018年11月16日現在	第19期 2019年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第18期(自 2017年11月17日 至 2018年11月16日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	17,477,841
合計	17,477,841

第19期(自 2018年11月17日 至 2019年11月18日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	32,861,548
合計	32,861,548

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受 益証券	J A 日本株式マザーファンド	189,858,057	351,427,263	
	J A 日本債券マザーファンド	83,215,320	118,365,471	
	J A 海外株式マザーファンド	67,411,973	197,166,538	
	J A 海外債券マザーファンド	26,762,502	78,807,539	
合計		367,247,852	745,766,811	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「JA日本株式マザーファンド」受益証券、「JA日本債券マザーファンド」受益証券、「JA海外株式マザーファンド」受益証券及び「JA海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「JA日本株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	2018年11月16日現在	2019年11月18日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	233,884,360	2,010,126
コール・ローン	220,860,645	49,601,574
株式	26,261,645,370	26,810,641,410
未収入金	-	72,529,059
未収配当金	208,501,366	248,824,730
流動資産合計	26,924,891,741	27,183,606,899
資産合計	26,924,891,741	27,183,606,899
負債の部		
流動負債		
未払金	370,467,300	71,032,151
未払解約金	-	71,298
未払利息	484	99
その他未払費用	6,316	1,160
流動負債合計	370,474,100	71,104,708
負債合計	370,474,100	71,104,708
純資産の部		
元本等		
元本	15,333,339,917	14,647,644,763
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	11,221,077,724	12,464,857,428
元本等合計	26,554,417,641	27,112,502,191
純資産合計	26,554,417,641	27,112,502,191
負債純資産合計	26,924,891,741	27,183,606,899

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2018年11月16日現在	2019年11月18日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
本書における開示対象ファンドの期首	2017年11月17日	2018年11月17日
同期首元本額	14,248,034,054円	15,333,339,917円
同期中追加設定元本額	2,885,664,899円	1,274,048,102円
同期中一部解約元本額	1,800,359,036円	1,959,743,256円
元本の内訳		
JA日本株式ファンド	257,797,123円	241,759,821円
JA資産設計ファンド（安定型）	74,211,964円	76,995,930円
JA資産設計ファンド（成長型）	177,089,226円	175,581,636円
JA資産設計ファンド（積極型）	196,453,128円	189,858,057円
NZAM 内外資産分散私募ファンド（適格機関投資家専用）	894,604,504円	825,319,398円
JA日本株式私募ファンド（適格機関投資家専用）	8,336,879,796円	8,165,694,751円
JAグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	5,396,304,176円	4,972,435,170円
合計	15,333,339,917円	14,647,644,763円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	15,333,339,917口	14,647,644,763口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.7318円 (17,318円)	1.8510円 (18,510円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年11月17日 至 2018年11月16日	自 2018年11月17日 至 2019年11月18日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年11月16日現在	2019年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2017年11月17日 至 2018年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	781,466,122
合計	781,466,122

（自 2018年11月17日 至 2019年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,040,231,597
合計	3,040,231,597

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表
株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ショーボンドホールディングス	17,700	4,330.00	76,641,000	
コムシスホールディングス	48,900	3,205.00	156,724,500	
大和ハウス工業	71,000	3,387.00	240,477,000	
ライト工業	69,100	1,604.00	110,836,400	
協和エクシオ	52,500	2,818.00	147,945,000	
日揮ホールディングス	397,600	1,699.00	675,522,400	
日清製粉グループ本社	41,100	2,161.00	88,817,100	
森永乳業	19,900	4,560.00	90,744,000	
ヤクルト本社	25,100	6,330.00	158,883,000	
不二製油グループ本社	146,500	3,185.00	466,602,500	
味の素	28,000	1,829.00	51,212,000	
ハウス食品グループ本社	51,000	3,925.00	200,175,000	
オンワードホールディングス	141,200	632.00	89,238,400	
クレハ	17,200	6,770.00	116,444,000	
信越化学工業	47,100	12,065.00	568,261,500	
東京応化工業	45,800	3,980.00	182,284,000	
三菱ケミカルホールディングス	158,200	864.30	136,732,260	
日油	41,500	3,765.00	156,247,500	
花王	35,500	8,467.00	300,578,500	
資生堂	33,100	7,878.00	260,761,800	
エフピコ	26,600	6,600.00	175,560,000	
協和キリン	35,700	2,131.00	76,076,700	
武田薬品工業	100,700	4,509.00	454,056,300	
中外製薬	26,000	9,208.00	239,408,000	
エーザイ	15,000	7,440.00	111,600,000	
ロート製薬	25,200	3,475.00	87,570,000	
第一三共	66,600	6,651.00	442,956,600	
ペプチドリーム	27,400	4,705.00	128,917,000	
出光興産	87,000	3,025.00	263,175,000	
コスモエネルギーホールディングス	103,700	2,291.00	237,576,700	
TOYO TIRE	196,700	1,567.00	308,228,900	
日本碍子	93,500	1,806.00	168,861,000	
日本製鉄	92,500	1,590.00	147,075,000	
三井金属鉱業	41,300	2,714.00	112,088,200	

SUMCO	123,600	1,749.00	216,176,400	
オークマ	16,900	6,290.00	106,301,000	
ディスコ	8,400	24,270.00	203,868,000	
SMC	3,900	49,870.00	194,493,000	
小松製作所	48,100	2,608.50	125,468,850	
ダイキン工業	8,000	15,545.00	124,360,000	
CKD	98,500	1,825.00	179,762,500	
日本精工	324,400	1,085.00	351,974,000	
NTN	321,400	349.00	112,168,600	
日立製作所	100,600	4,115.00	413,969,000	
富士電機	24,900	3,390.00	84,411,000	
日本電産	25,100	15,960.00	400,596,000	
ソニー	85,700	6,844.00	586,530,800	
日本航空電子工業	44,700	2,138.00	95,568,600	
アズビル	69,800	3,205.00	223,709,000	
アドバンテスト	40,500	5,650.00	228,825,000	
キーエンス	10,600	74,220.00	786,732,000	
ファナック	12,400	21,135.00	262,074,000	
ローム	24,400	8,940.00	218,136,000	
村田製作所	58,300	6,210.00	362,043,000	
東京エレクトロン	8,000	23,160.00	185,280,000	
スズキ	151,600	4,934.00	747,994,400	
SUBARU	315,700	2,925.00	923,422,500	
エフ・シー・シー	156,600	2,340.00	366,444,000	
HOYA	40,000	9,812.00	392,480,000	
朝日インテック	62,400	3,120.00	194,688,000	
凸版印刷	48,500	2,174.00	105,439,000	
任天堂	5,800	42,070.00	244,006,000	
中部電力	41,400	1,509.50	62,493,300	
関西電力	48,600	1,235.50	60,045,300	
九州電力	40,500	947.00	38,353,500	
電源開発	33,000	2,591.00	85,503,000	
東京瓦斯	23,500	2,582.00	60,677,000	
メタウォーター	28,800	3,970.00	114,336,000	
日本通運	26,400	6,780.00	178,992,000	
ヤマトホールディングス	41,100	1,801.00	74,021,100	
日立物流	90,700	3,195.00	289,786,500	
SGホールディングス	114,200	2,707.00	309,139,400	
日本郵船	130,200	1,977.00	257,405,400	
商船三井	121,600	3,025.00	367,840,000	

デジタルアーツ	10,100	5,890.00	59,489,000	
T I S	29,000	6,180.00	179,220,000	
野村総合研究所	78,900	2,406.00	189,833,400	
S a n s a n	15,100	4,595.00	69,384,500	
伊藤忠テクノソリューションズ	55,400	2,995.00	165,923,000	
アルゴグラフィックス	22,200	3,210.00	71,262,000	
日本電信電話	89,200	5,503.00	490,867,600	
K D D I	113,600	3,212.00	364,883,200	
東宝	10,200	4,470.00	45,594,000	
ソフトバンクグループ	156,400	4,330.00	677,212,000	
シップヘルスケアホールディングス	17,700	4,725.00	83,632,500	
シークス	57,000	1,594.00	90,858,000	
伊藤忠商事	214,500	2,418.00	518,661,000	
三菱商事	191,200	2,853.50	545,589,200	
P A L T A C	20,500	5,510.00	112,955,000	
ネクステージ	302,300	1,105.00	334,041,500	
セブン&アイ・ホールディングス	30,700	4,162.00	127,773,400	
良品計画	40,700	2,439.00	99,267,300	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	163,100	1,739.00	283,630,900	
島忠	51,400	3,060.00	157,284,000	
丸井グループ	60,700	2,600.00	157,820,000	
ファーストリテイリング	1,800	67,860.00	122,148,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	813,400	582.10	473,480,140	
りそなホールディングス	641,600	475.00	304,760,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	39,500	4,178.00	165,031,000	
三井住友フィナンシャルグループ	78,600	3,992.00	313,771,200	
ふくおかフィナンシャルグループ	109,300	2,111.00	230,732,300	
セブン銀行	253,700	330.00	83,721,000	
S B Iホールディングス	41,400	2,296.00	95,054,400	
大和証券グループ本社	187,200	519.80	97,306,560	
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	75,400	3,485.00	262,769,000	
東京海上ホールディングス	60,300	5,884.00	354,805,200	
三菱UFJリース	416,900	686.00	285,993,400	
電通	43,000	4,100.00	176,300,000	
オリエンタルランド	13,500	15,095.00	203,782,500	
ラウンドワン	82,500	1,169.00	96,442,500	
楽天	92,700	945.00	87,601,500	
テクノプロ・ホールディングス	31,800	6,980.00	221,964,000	
リクルートホールディングス	84,800	3,873.00	328,430,400	

リログループ	129,400	2,816.00	364,390,400	
セントラル警備保障	24,200	6,330.00	153,186,000	
合 計	10,355,600		26,810,641,410	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「J A日本債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2018年11月16日現在	2019年11月18日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	134,392,830	46,685,513
コール・ローン	126,373,344	1,144,449,297
国債証券	48,629,981,500	51,710,078,000
地方債証券	5,111,539,000	5,151,138,000
特殊債券	2,471,762,300	2,332,917,300
社債券	3,764,794,000	3,260,670,000
派生商品評価勘定	-	29,200,470
未収利息	89,412,428	105,672,328
前払金	11,750,000	-
前払費用	4,995,872	4,305,187
差入委託証拠金	8,970,000	14,490,000
流動資産合計	60,353,971,274	63,799,606,095
資産合計	60,353,971,274	63,799,606,095
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	13,382,356	2,970
前受金	-	33,820,000
未払解約金	178,114	12,213,895
未払利息	276	2,306
その他未払費用	8,855	9,120
流動負債合計	13,569,601	46,048,291
負債合計	13,569,601	46,048,291
純資産の部		
元本等		
元本	43,596,593,587	44,821,406,994
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	16,743,808,086	18,932,150,810
元本等合計	60,340,401,673	63,753,557,804
純資産合計	60,340,401,673	63,753,557,804
負債純資産合計	60,353,971,274	63,799,606,095

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格情報会社の提供する価額
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2018年11月16日現在	2019年11月18日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
本書における開示対象ファンドの期首	2017年11月17日	2018年11月17日
同期首元本額	39,479,146,816円	43,596,593,587円
同期中追加設定元本額	8,799,212,556円	4,528,999,936円
同期中一部解約元本額	4,681,765,785円	3,304,186,529円
元本の内訳		
JA日本債券ファンド	830,618,021円	751,618,492円
JA資産設計ファンド（安定型）	301,800,477円	303,586,994円
JA資産設計ファンド（成長型）	235,599,006円	230,750,689円
JA資産設計ファンド（積極型）	86,273,557円	83,215,320円
農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース）	903,236,888円	1,230,166,060円
農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（資産形成コース）	398,780,425円	594,242,471円
NZAM 内外資産分散私募ファンド（適格機関投資家専用）	4,595,394,939円	4,647,124,943円
JA日本債券私募ファンド（適格機関投資家専用）	8,524,058,213円	8,971,246,921円
JAグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	27,720,832,061円	28,009,455,104円
合計	43,596,593,587円	44,821,406,994円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	43,596,593,587口	44,821,406,994口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.3841円 (13,841円)	1.4224円 (14,224円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年11月17日 至 2018年11月16日	自 2018年11月17日 至 2019年11月18日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年11月16日現在	2019年11月18日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2017年11月17日 至 2018年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	440,334,000
地方債証券	25,071,000
特殊債証券	9,948,250
社債証券	11,304,000
合計	486,657,250

（自 2018年11月17日 至 2019年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	331,077,500
地方債証券	7,760,000
特殊債証券	5,631,700
社債証券	6,720,000
合計	351,189,200

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(債券関連)

(2018年11月16日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 売建	3,458,490,000	-	3,471,850,000	13,360,000
合計		3,458,490,000	-	3,471,850,000	13,360,000

(2019年11月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 売建	3,553,970,000	-	3,524,750,000	29,220,000
合計		3,553,970,000	-	3,524,750,000	29,220,000

(注)時価の算定方法

- 1.先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
 - 2.先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 3.契約額等には手数料相当額は含んでおりません。
- 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第402回利付国債(2年)	4,500,000,000	4,522,185,000	
	第127回利付国債(5年)	1,900,000,000	1,907,847,000	
	第129回利付国債(5年)	2,500,000,000	2,514,025,000	
	第134回利付国債(5年)	700,000,000	706,734,000	
	第136回利付国債(5年)	200,000,000	202,238,000	
	第5回利付国債(40年)	650,000,000	953,199,000	
	第8回利付国債(40年)	500,000,000	652,760,000	
	第12回利付国債(40年)	150,000,000	151,242,000	
	第330回利付国債(10年)	1,600,000,000	1,661,840,000	
	第333回利付国債(10年)	2,400,000,000	2,483,880,000	
	第338回利付国債(10年)	850,000,000	877,718,500	
	第340回利付国債(10年)	1,300,000,000	1,346,449,000	
	第342回利付国債(10年)	2,200,000,000	2,243,032,000	
	第344回利付国債(10年)	600,000,000	612,684,000	
	第346回利付国債(10年)	300,000,000	306,696,000	
	第347回利付国債(10年)	1,000,000,000	1,022,700,000	
	第348回利付国債(10年)	1,000,000,000	1,023,060,000	
	第349回利付国債(10年)	1,000,000,000	1,022,970,000	
	第351回利付国債(10年)	1,400,000,000	1,431,668,000	
	第352回利付国債(10年)	2,950,000,000	3,014,664,000	
	第15回利付国債(30年)	300,000,000	404,073,000	
	第17回利付国債(30年)	50,000,000	66,990,000	
	第18回利付国債(30年)	200,000,000	265,636,000	
	第21回利付国債(30年)	200,000,000	267,746,000	
	第27回利付国債(30年)	200,000,000	279,458,000	
	第29回利付国債(30年)	200,000,000	278,602,000	
	第30回利付国債(30年)	200,000,000	276,114,000	
	第32回利付国債(30年)	100,000,000	139,663,000	
	第34回利付国債(30年)	100,000,000	139,208,000	
	第35回利付国債(30年)	300,000,000	407,016,000	
	第37回利付国債(30年)	700,000,000	942,382,000	
	第39回利付国債(30年)	850,000,000	1,152,073,000	

	第44回利付国債(30年)	150,000,000	197,851,500	
	第47回利付国債(30年)	300,000,000	390,345,000	
	第49回利付国債(30年)	350,000,000	438,889,500	
	第52回利付国債(30年)	500,000,000	513,985,000	
	第54回利付国債(30年)	1,100,000,000	1,214,389,000	
	第59回利付国債(30年)	850,000,000	914,234,500	
	第61回利付国債(30年)	600,000,000	644,376,000	
	第107回利付国債(20年)	500,000,000	602,230,000	
	第113回利付国債(20年)	100,000,000	121,672,000	
	第114回利付国債(20年)	300,000,000	366,303,000	
	第119回利付国債(20年)	500,000,000	598,735,000	
	第124回利付国債(20年)	700,000,000	858,515,000	
	第128回利付国債(20年)	700,000,000	855,547,000	
	第132回利付国債(20年)	1,000,000,000	1,204,710,000	
	第140回利付国債(20年)	1,100,000,000	1,334,025,000	
	第148回利付国債(20年)	800,000,000	959,600,000	
	第149回利付国債(20年)	700,000,000	841,463,000	
	第152回利付国債(20年)	300,000,000	348,513,000	
	第156回利付国債(20年)	400,000,000	414,616,000	
	第158回利付国債(20年)	700,000,000	736,001,000	
	第160回利付国債(20年)	700,000,000	758,625,000	
	第162回利付国債(20年)	800,000,000	852,168,000	
	第165回利付国債(20年)	900,000,000	940,788,000	
	第167回利付国債(20年)	200,000,000	208,538,000	
	第168回利付国債(20年)	500,000,000	511,470,000	
	第169回利付国債(20年)	1,600,000,000	1,605,936,000	
	国債証券 合計	47,450,000,000	51,710,078,000	
地方債証券	第737回東京都公募公債	500,000,000	512,920,000	
	第746回東京都公募公債	500,000,000	514,100,000	
	第750回東京都公募公債	100,000,000	102,707,000	
	第758回東京都公募公債	300,000,000	300,591,000	
	第783回東京都公募公債	600,000,000	610,800,000	
	第482回名古屋市公募公債(10年)	700,000,000	715,239,000	
	第4回横浜市公募公債(30年)	400,000,000	551,736,000	
	第21回地方公共団体金融機構債券(20年)	600,000,000	720,018,000	
	第24回地方公共団体金融機構債券	500,000,000	509,245,000	
	F229回地方公共団体金融機構債券	600,000,000	613,782,000	
	地方債証券 合計	4,800,000,000	5,151,138,000	
特殊債券	第1回政府保証新関西国際空港債券	100,000,000	102,438,000	

	第16回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	505,000,000	517,837,100	
	第36回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	200,000,000	200,456,000	
	第177回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,674,000	
	第192回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	130,747,000	
	第38回政府保証地方公共団体金融機構債券	300,000,000	307,296,000	
	第47回政府保証地方公共団体金融機構債券	140,000,000	142,958,200	
	第50回日本学生支援債券	500,000,000	499,990,000	
	第66回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	300,000,000	328,521,000	
特殊債券 合計		2,245,000,000	2,332,917,300	
社債券	第110回日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	620,346,000	
	第142回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,682,000	
	第148回日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	307,017,000	
	第49回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	484,436,000	
	第164回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	411,136,000	
	第39回中日本高速道路株式会社社債	600,000,000	613,356,000	
	第18回西日本高速道路株式会社社債	400,000,000	411,972,000	
	第33回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	100,000,000	101,371,000	
	第34回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	100,000,000	101,951,000	
	第72回東日本旅客鉄道株式会社社債	100,000,000	101,403,000	
社債券 合計		3,100,000,000	3,260,670,000	
合計		57,595,000,000	62,454,803,300	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「J A 海外株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2018年11月16日現在	2019年11月18日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	812,030,487	727,264,424
金銭信託	93,377,324	6,203,477
コール・ローン	88,177,662	153,076,077
株式	29,069,373,464	33,335,555,960
未収配当金	17,889,667	23,213,274
流動資産合計	30,080,848,604	34,245,313,212
資産合計	30,080,848,604	34,245,313,212
負債の部		
流動負債		
未払解約金	597,450	35,649
未払利息	193	308
その他未払費用	4,320	1,303
流動負債合計	601,963	37,260
負債合計	601,963	37,260
純資産の部		
元本等		
元本	10,394,716,130	11,708,672,788
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	19,685,530,511	22,536,603,164
元本等合計	30,080,246,641	34,245,275,952
純資産合計	30,080,246,641	34,245,275,952
負債純資産合計	30,080,848,604	34,245,313,212

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2018年11月16日現在	2019年11月18日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
本書における開示対象ファンドの期首	2017年11月17日	2018年11月17日
同期首元本額	10,452,405,231円	10,394,716,130円
同期中追加設定元本額	852,553,440円	2,787,049,627円
同期中一部解約元本額	910,242,541円	1,473,092,969円
元本の内訳		
JA海外株式ファンド	168,842,443円	168,893,131円
JA資産設計ファンド（安定型）	24,446,277円	24,606,341円
JA資産設計ファンド（成長型）	49,346,669円	48,099,625円
JA資産設計ファンド（積極型）	70,614,652円	67,411,973円
NZAM 内外資産分散私募ファンド（適格機関投資家専用）	343,850,969円	349,083,892円
JA海外株式私募ファンド（適格機関投資家専用）	7,663,023,963円	7,443,035,230円
JAグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	2,074,591,157円	2,102,673,427円
NZAM バランスファンド2-B私募1812（適格機関投資家専用）	- 円	364,731,259円
NZAM バランスファンド1-A私募1901（適格機関投資家専用）	- 円	574,392,034円
NZAM バランスファンド1-B私募1902（適格機関投資家専用）	- 円	565,745,876円
合計	10,394,716,130円	11,708,672,788円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	10,394,716,130口	11,708,672,788口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.8938円 (28,938円)	2.9248円 (29,248円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年11月17日 至 2018年11月16日	自 2018年11月17日 至 2019年11月18日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年11月16日現在	2019年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2017年11月17日 至 2018年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	869,499,680
合計	869,499,680

（自 2018年11月17日 至 2019年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	490,467,597
合計	490,467,597

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表
株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CONOCO PHILLIPS	19,957	58.25	1,162,495.25	
	DELEK US HOLDINGS INC	39,055	35.49	1,386,061.95	
	DEVON ENERGY CORP	32,460	22.56	732,297.60	
	ENCANA CORP	698,244	4.36	3,044,343.84	
	SUNCOR ENERGY INC	117,842	32.47	3,826,329.74	
	VALERO ENERGY	10,083	100.61	1,014,450.63	
	ALCOA CORP	15,904	20.89	332,234.56	
	BARRICK GOLD CORP	585,826	16.57	9,707,136.82	
	PRETIUM RESOURCES INC	94,935	9.21	874,351.35	
	AERCAP HOLDINGS NV	19,341	59.89	1,158,332.49	
	AEROJET ROCKETDYNE HOLDINGS	82,222	44.11	3,626,812.42	
	LOCKHEED MARTIN CORP	2,667	393.55	1,049,597.85	
	CLEAN HARBORS INC	8,190	84.28	690,253.20	
	MANPOWERGROUP INC	93,183	93.26	8,690,246.58	
	TRINET GROUP INC	10,464	54.67	572,066.88	
	JETBLUE AIRWAYS CORP	97,699	19.62	1,916,854.38	
	GRAHAM HOLDINGS CO	1,932	630.35	1,217,836.20	
	HYATT HOTELS CORP - CL A	22,502	77.96	1,754,255.92	
	ALPHABET INC-CL A	8,367	1,333.54	11,157,729.18	
	COMCAST CORP-CL A	138,450	44.56	6,169,332.00	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	7,574	123.82	937,812.68	
	EXPEDIA GROUP INC	53,006	95.67	5,071,084.02	
	WALMART INC	44,810	118.87	5,326,564.70	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	47,994	84.79	4,069,411.26	
	ANTHEM INC	2,849	297.82	848,489.18	
	CENTENE CORP	14,602	57.56	840,491.12	
	HCA HEALTHCARE INC	18,552	138.05	2,561,103.60	
	MOLINA HEALTHCARE INC	11,931	129.70	1,547,450.70	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	32,818	269.40	8,841,169.20	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	44,607	144.27	6,435,451.89	
	ALLERGAN PLC	10,157	183.61	1,864,926.77	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	187,778	58.59	11,001,913.02	
	ELANCO ANIMAL HEALTH INC	37,383	26.11	976,070.13	
ELI LILLY & CO	67,214	113.19	7,607,952.66		
PFIZER INC	101,550	37.28	3,785,784.00		

CITIZENS FINANCIAL GROUP	55,577	38.00	2,111,926.00	
RADIAN GROUP INC	50,766	25.70	1,304,686.20	
STERLING BANCORP/DE	76,445	20.65	1,578,589.25	
AXA EQUITABLE HOLDINGS INC	25,207	23.70	597,405.90	
NAVIENT CORP	46,368	14.26	661,207.68	
ONEMAIN HOLDINGS INC	10,589	41.28	437,113.92	
SLM CORP	159,721	8.68	1,386,378.28	
SYNCHRONY FINANCIAL	18,942	37.05	701,801.10	
VOYA FINANCIAL INC	14,612	57.92	846,327.04	
ASSURANT INC	10,662	132.09	1,408,343.58	
ATHENE HOLDING LTD-CLASS A	123,678	43.89	5,428,227.42	
KEMPER CORP	12,919	73.97	955,618.43	
METLIFE INC	24,000	49.27	1,182,480.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	12,463	93.65	1,167,159.95	
ACCENTURE PLC-CL A	9,978	196.81	1,963,770.18	
ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	12,633	103.45	1,306,883.85	
CADENCE DESIGN SYS INC	16,379	67.48	1,105,254.92	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	54,165	63.38	3,432,977.70	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	5,469	112.95	617,723.55	
DXC TECHNOLOGY CO	13,527	37.23	503,610.21	
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	6,495	135.82	882,150.90	
LEIDOS HOLDINGS INC	36,860	91.03	3,355,365.80	
MICROSOFT CORP	58,651	149.97	8,795,890.47	
NORTONLIFELOCK INC	24,300	24.83	603,369.00	
OPEN TEXT CORP	14,548	43.46	632,256.08	
PAYPAL HOLDINGS INC	7,544	104.20	786,084.80	
TERADATA CORP	89,081	26.64	2,373,117.84	
XEROX HOLDINGS CORP	25,883	38.94	1,007,884.02	
AT&T INC	93,398	39.50	3,689,221.00	
TELEPHONE AND DATA SYSTEMS	37,073	23.70	878,630.10	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	146,693	59.51	8,729,700.43	
AES CORP	168,580	18.45	3,110,301.00	
AVANGRID INC	72,970	48.75	3,557,287.50	
EXELON CORP	219,745	45.02	9,892,919.90	
NRG ENERGY INC	145,801	39.80	5,802,879.80	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	68,299	60.89	4,158,726.11	
UGI CORP	150,692	43.19	6,508,387.48	
VISTRA ENERGY CORP	25,162	26.20	659,244.40	
INTEL CORP	42,411	57.96	2,458,141.56	
MICRON TECHNOLOGY INC	44,524	47.71	2,124,240.04	

	QUALCOMM INC	8,044	90.81	730,475.64	
	TERADYNE INC	19,050	66.77	1,271,968.50	
	米ドル 小計	5,042,052		222,504,421.30 (24,212,931,125)	
カナダドル	ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	25,086	41.31	1,036,302.66	
	LOBLAW COMPANIES LTD	18,000	69.68	1,254,240.00	
	カナダドル 小計	43,086		2,290,542.66 (188,534,566)	
ユーロ	EIFFAGE	14,648	99.10	1,451,616.80	
	VINCI SA	7,228	102.05	737,617.40	
	WOLTERS KLUWER	10,579	64.70	684,461.30	
	VOLKSWAGEN AG	20,884	181.75	3,795,667.00	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	244,235	40.94	10,000,202.07	
	UCB SA	35,119	72.44	2,544,020.36	
	AGEAS	85,610	52.84	4,523,632.40	
	ALLIANZ SE-REG	2,603	218.85	569,666.55	
	ASR NEDERLAND NV	15,933	33.84	539,172.72	
	AXA SA	36,590	25.23	923,348.65	
	TAG IMMOBILIEN AG	25,368	22.20	563,169.60	
	CAPGEMINI SE	17,435	106.55	1,857,699.25	
	KONINKLIJKE KPN NV	3,269,694	2.80	9,155,143.20	
	ENGIE	180,289	14.37	2,590,752.93	
	RWE AG	50,836	25.71	1,306,993.56	
	ユーロ 小計	4,017,051		41,243,163.79 (4,961,965,035)	
英ポンド	TRAVIS PERKINS PLC	15,087	14.95	225,626.08	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	74,973	6.51	488,674.01	
	TAYLOR WIMPEY PLC	319,693	1.71	548,593.18	
	COCA-COLA HBC AG-CDI	26,642	24.76	659,655.92	
	DIAGEO PLC	13,441	30.96	416,200.56	
	IMPERIAL BRANDS PLC	39,682	17.32	687,450.96	
	TATE & LYLE PLC	82,760	7.13	590,244.32	
	3I GROUP PLC	68,560	10.63	728,792.80	
	BT GROUP PLC	3,257,089	1.93	6,286,181.77	
	英ポンド 小計	3,897,927		10,631,419.60 (1,494,777,595)	
スイスフラン	ALCON INC	20,101	58.10	1,167,868.10	
	ADECCO GROUP AG-REG	34,834	60.60	2,110,940.40	
	NESTLE SA-REG	13,804	104.06	1,436,444.24	
	NOVARTIS AG-REG	106,636	88.70	9,458,613.20	

	PSP SWISS PROPERTY AG-REG	9,878	129.10	1,275,249.80	
スイスフラン 小計		185,253		15,449,115.74 (1,699,248,240)	
スウェーデン クローネ	BOLIDEN AB	27,275	263.50	7,186,962.50	
スウェーデンクローネ 小計		27,275		7,186,962.50 (81,212,676)	
デンマークク ローネ	A P MOLLER-MAERSK A/S-B	420	9,570.00	4,019,400.00	
	CARLSBERG AS-B	14,509	966.60	14,024,399.40	
デンマーククローネ 小計		14,929		18,043,799.40 (290,505,170)	
オーストラリ アドル	WHITEHAVEN COAL LTD	231,229	3.15	728,371.35	
オーストラリアドル 小計		231,229		728,371.35 (54,045,154)	
香港ドル	CNOOC LTD	822,573	11.94	9,821,521.62	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	92,000	51.85	4,770,200.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	239,918	36.80	8,828,982.40	
	SWIRE PACIFIC LTD 'A'	28,176	68.40	1,927,238.40	
香港ドル 小計		1,182,667		25,347,942.42 (352,336,399)	
合 計		14,641,469		33,335,555,960 (33,335,555,960)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 77銘柄	70.7%	72.6%
カナダドル	株式 2銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	株式 15銘柄	14.5%	14.9%
英ポンド	株式 9銘柄	4.4%	4.5%
スイスフラン	株式 5銘柄	5.0%	5.1%
スウェーデンクローネ	株式 1銘柄	0.2%	0.2%
デンマーククローネ	株式 2銘柄	0.8%	0.9%
オーストラリアドル	株式 1銘柄	0.2%	0.2%
香港ドル	株式 4銘柄	1.0%	1.0%

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「J A 海外債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2018年11月16日現在	2019年11月18日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	380,018,168	794,006,588
金銭信託	87,059,871	3,480,245
コール・ローン	82,211,992	85,878,024
国債証券	17,188,317,386	18,004,291,822
特殊債券	26,937,778	24,323,488
社債券	1,086,872,007	468,605,702
派生商品評価勘定	60,442,449	16,878,233
未収入金	724,222,554	-
未収利息	83,709,338	58,833,086
前払費用	22,800,282	15,057,251
流動資産合計	19,742,591,825	19,471,354,439
資産合計	19,742,591,825	19,471,354,439
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	77,036,096	9,021,755
未払金	952,657,035	382,902,554
未払解約金	-	215,179
未払利息	180	173
その他未払費用	3,947	603
流動負債合計	1,029,697,258	392,140,264
負債合計	1,029,697,258	392,140,264
純資産の部		
元本等		
元本	6,624,586,932	6,479,113,414
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	12,088,307,635	12,600,100,761
元本等合計	18,712,894,567	19,079,214,175
純資産合計	18,712,894,567	19,079,214,175
負債純資産合計	19,742,591,825	19,471,354,439

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格情報会社の提供する価額</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>
5. その他	<p>外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号） 第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目		2018年11月16日現在	2019年11月18日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2017年11月17日	2018年11月17日
	同期首元本額	6,598,687,113円	6,624,586,932円
	同期中追加設定元本額	351,234,236円	54,684,792円
	同期中一部解約元本額	325,334,417円	200,158,310円
	元本の内訳		
	J A 海外債券ファンド	88,778,343円	88,579,513円
	J A 資産設計ファンド（安定型）	12,101,482円	12,199,478円
	J A 資産設計ファンド（成長型）	32,510,582円	31,806,023円
	J A 資産設計ファンド（積極型）	27,813,901円	26,762,502円
	J A 海外債券ファンド（隔月分配型）	33,904,089円	33,151,746円
	NZAM 内外資産分散私募ファンド（適格機関投資家専用）	176,172,617円	172,758,179円
	J A 海外債券私募ファンド（適格機関投資家専用）	5,191,502,803円	5,070,571,563円
	J A グローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	1,061,803,115円	1,043,284,410円
	合計	6,624,586,932円	6,479,113,414円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	6,624,586,932口	6,479,113,414口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.8248円 (28,248円)	2.9447円 (29,447円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年11月17日 至 2018年11月16日	自 2018年11月17日 至 2019年11月18日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年11月16日現在	2019年11月18日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2017年11月17日 至 2018年11月16日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	70,883,210
特殊債券	8,451
社債券	1,349,872
合計	69,524,887

(自 2018年11月17日 至 2019年11月18日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	143,132,853
特殊債券	32,575
社債券	89,549
合計	143,254,977

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2018年11月16日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	2,720,696,834	-	2,745,005,640	24,308,806
	カナダドル	182,621,532	-	183,384,369	762,837
	メキシコペソ	27,511,491	-	27,621,000	109,509
	ユーロ	575,546,759	-	577,387,316	1,840,557
	英ポンド	104,335,271	-	105,248,250	912,979
	スイスフラン	110,140,073	-	110,377,080	237,007
	デンマーククローネ	26,983,236	-	27,132,720	149,484
	ポーランドズロチ	66,424,977	-	66,637,780	212,803
	オーストラリアドル	615,883,317	-	623,924,850	8,041,533
	ニュージーランドドル	467,436,829	-	479,306,160	11,869,331

	シンガポールドル	89,204,138	-	90,546,380	1,342,242
	南アフリカランド	106,118,471	-	110,723,600	4,605,129
	売建				
	米ドル	2,372,206,094	-	2,383,898,102	11,692,008
	カナダドル	55,890,840	-	56,348,640	457,800
	メキシコペソ	44,413,140	-	43,507,260	905,880
	ユーロ	616,652,140	-	618,483,912	1,831,772
	英ポンド	438,503,370	-	437,397,210	1,106,160
	スイスフラン	64,005,300	-	64,330,200	324,900
	スウェーデンクローネ	69,094,380	-	70,499,880	1,405,500
	ノルウェークローネ	12,189,690	-	12,162,420	27,270
	ポーランドズロチ	79,214,534	-	79,441,718	227,184
	オーストラリアドル	804,782,510	-	836,170,050	31,387,540
	ニュージーランドドル	505,526,030	-	530,779,440	25,253,410
	シンガポールドル	30,424,900	-	30,869,960	445,060
	合計	10,185,805,856	-	10,311,183,937	16,593,647

(2019年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	1,648,837,407	-	1,649,268,450	431,043
	メキシコペソ	79,395,490	-	79,546,560	151,070
	ユーロ	786,955,855	-	783,616,014	3,339,841
	英ポンド	571,582,785	-	572,940,810	1,358,025
	スイスフラン	166,833,999	-	166,115,100	718,899
	スウェーデンクローネ	143,808,384	-	143,823,310	14,926
	ノルウェークローネ	91,368,060	-	91,996,320	628,260
	デンマーククローネ	10,307,468	-	10,175,200	132,268
ポーランドズロチ	43,451,108	-	42,783,420	667,688	

オーストラリアドル	65,210,724	-	64,148,400	1,062,324
シンガポールドル	87,839,384	-	87,672,240	167,144
南アフリカランド	100,398,399	-	102,516,700	2,118,301
売建				
米ドル	2,147,151,656	-	2,143,575,973	3,575,683
カナダドル	6,329,622	-	6,297,457	32,165
メキシコペソ	38,184,300	-	37,782,360	401,940
ユーロ	396,503,668	-	394,598,191	1,905,477
英ポンド	257,857,310	-	258,294,140	436,830
スウェーデンクローネ	344,774,020	-	344,774,020	-
デンマーククローネ	1,583,577	-	1,591,485	7,908
オーストラリアドル	162,755,360	-	160,333,920	2,421,440
ニュージーランドドル	394,203,720	-	392,905,140	1,298,580
シンガポールドル	46,645,830	-	46,593,360	52,470
合計	7,591,978,126	-	7,581,348,570	7,856,478

（注）時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
米ドル	国債証券	T-BOND 2.75 471115	1,745,000.00	1,901,231.94		
		T-BOND 3 441115	960,000.00	1,086,787.48		
		T-BOND 3.0 480215	3,409,000.00	3,892,784.82		
		T-BOND 3.125 480515	1,645,000.00	1,924,071.61		
		T-BOND 3.625 440215	2,022,000.00	2,521,655.00		
		T-BOND 4.375 391115	1,309,000.00	1,777,581.02		
		T-BOND 4.5 360215	2,317,000.00	3,111,749.07		
		T-NOTE 1.375 230831	5,082,000.00	5,034,356.24		
		T-NOTE 1.75 220430	15,299,000.00	15,347,406.03		
		T-NOTE 2.125 210815	3,611,000.00	3,640,198.18		
		T-NOTE 2.375 240815	9,778,000.00	10,095,020.36		
		T-NOTE 2.5 240515	16,101,000.00	16,686,546.67		
		T-NOTE 2.75 280215	9,441,000.00	10,134,691.62		
		TSY INF 0.25 290715	2,738,000.00	2,756,953.32		
		国債証券 小計		75,457,000.00	79,911,033.36 (8,695,918,650)	
		社債券	AT&T INC 2.8 210217	170,000.00	171,479.05	
			CMCSA 3.45 211001	630,000.00	648,033.75	
			IBM 2.85 220513	630,000.00	642,856.53	
			KMI 3.05 191201	450,000.00	450,133.83	
			PNC 2.2 241101	525,000.00	525,556.55	
	SOUTHERN 2.75 200615		500,000.00	501,940.05		
	TORONTO DOM 1.85 200911		330,000.00	330,036.33		
	VIACOM 4.5 210301		155,000.00	159,597.67		
	WFC 2.1 210726	425,000.00	425,930.79			
	社債券 小計		3,815,000.00	3,855,564.55 (419,562,534)		
米ドル小計			79,272,000.00	83,766,597.91 (9,115,481,184)		
カナダドル	国債証券	CAN GOV 0.75 210901	350,000.00	345,044.00		
		CAN GOV 1.0 270601	200,000.00	193,058.00		
		CAN GOV 1.5 260601	400,000.00	400,252.00		
		CAN GOV 2.25 250601	550,000.00	572,214.50		
		CAN GOV 2.25 290601	1,210,000.00	1,291,796.00		

		CAN GOV 3.5 451201	652,000.00	907,929.56	
		CAN GOV 5.75 330601	365,000.00	550,540.45	
カナダドル小計			3,727,000.00	4,260,834.51 (350,709,288)	
メキシコ ペソ	国債証券	MBONO 10.0 361120	5,163,400.00	6,582,095.78	
		MBONO 7.5 270603	9,240,700.00	9,572,995.57	
		MBONO 7.75 421113	3,129,000.00	3,279,317.15	
メキシコペソ小計			17,533,100.00	19,434,408.50 (110,193,096)	
ユーロ	国債証券	AUSTRIA 0.5 290220	345,000.00	364,078.50	
		AUSTRIA 1.5 470220	114,000.00	144,022.58	
		AUSTRIA 2.1 1170920	62,000.00	106,072.57	
		AUSTRIA 2.4 340523	455,000.00	600,703.74	
		AUSTRIA 3.15 440620	105,000.00	173,305.65	
		AUSTRIA 3.65 220420	515,000.00	568,302.50	
		BELGIUM 0.5 241022	620,000.00	647,521.18	
		BELGIUM 0.8 250622	535,000.00	569,404.78	
		BELGIUM 0.8 270622	147,000.00	158,091.73	
		BELGIUM 0.8 280622	175,000.00	188,826.40	
		BELGIUM 1.25 330422	540,000.00	615,331.08	
		BELGIUM 1.7 500622	255,000.00	318,359.34	
		BELGIUM 2.25 570622	115,000.00	164,140.42	
		BELGIUM 4.25 410328	165,000.00	287,791.02	
		BELGIUM 5.0 350328	245,000.00	417,680.90	
		BTPS 0.05 230115	840,000.00	832,952.40	
		BTPS 0.35 211101	1,745,000.00	1,754,583.54	
		BTPS 0.35 250201	1,255,000.00	1,231,657.00	
		BTPS 0.9 220801	975,000.00	993,458.70	
		BTPS 1.35 300401	470,000.00	471,234.22	
		BTPS 2.5 251115	865,000.00	949,795.95	
		BTPS 2.8 670301	60,000.00	64,376.40	
		BTPS 3.0 290801	1,155,000.00	1,340,631.60	
		BTPS 3.1 400301	565,000.00	661,009.32	
		BTPS 3.35 350301	335,000.00	405,308.46	
		BTPS 3.75 240901	870,000.00	997,124.40	
		BTPS 3.85 490901	770,000.00	1,023,561.00	
BTPS 4.75 440901	495,000.00	734,570.10			
BTPS 5.0 400901	440,000.00	654,192.00			
BUND 0.25 290215	1,420,000.00	1,503,314.23			
BUND 1.25 480815	415,000.00	543,293.10			

BUND 2.5 440704	285,000.00	453,430.44	
BUND 2.5 460815	265,000.00	431,123.83	
BUND 4.0 370104	25,000.00	42,779.00	
FINNISH 0.5 290915	300,000.00	317,011.80	
FINNISH 1.375 470415	50,000.00	62,689.30	
FINNISH 2.0 240415	390,000.00	433,170.66	
IRISH 1.1 290515	513,000.00	562,860.26	
IRISH 1.5 500515	116,000.00	133,572.14	
IRISH 1.7 370515	66,000.00	78,304.51	
NETHER 0 240115	1,281,000.00	1,310,211.92	
NETHER 0.25 250715	353,000.00	367,124.23	
NETHER 0.25 290715	380,000.00	396,416.00	
NETHER 0.5 400115	225,000.00	240,350.40	
NETHER 2.75 470115	170,000.00	284,954.00	
NETHER 4.0 370115	160,000.00	268,108.48	
OAT 0 210225	977,000.00	984,542.44	
OAT 0 220225	3,065,000.00	3,103,807.79	
OAT 0 250325	3,408,000.00	3,478,307.04	
OAT 0.5 290525	2,329,000.00	2,455,017.52	
OAT 0.75 280525	1,209,000.00	1,303,258.47	
OAT 1.75 390625	75,000.00	93,157.50	
OAT 2.0 480525	210,000.00	279,447.00	
OAT 3.25 450525	867,000.00	1,400,879.52	
OAT 4.0 550425	285,000.00	563,130.36	
OAT 4.5 410425	580,000.00	1,053,913.76	
OAT 4.75 350425	287,000.00	482,148.11	
OBL 0 211008	1,507,000.00	1,525,502.94	
OBL 0 241018	4,653,000.00	4,789,025.80	
SPA GOVT 0.05 211031	1,900,000.00	1,915,088.28	
SPA GOVT 0.35 230730	488,000.00	497,397.90	
SPA GOVT 1.45 290430	2,379,000.00	2,607,179.40	
SPA GOVT 2.35 330730	320,000.00	388,428.80	
SPA GOVT 2.9 461031	341,000.00	466,351.60	
SPA GOVT 3.45 660730	75,000.00	118,153.05	
SPA GOVT 4.65 250730	1,305,000.00	1,646,758.62	
SPA GOVT 4.7 410730	395,000.00	670,421.65	
SPA GOVT 4.9 400730	250,000.00	429,826.00	
国債証券 小計	48,552,000.00	55,118,545.33 (6,631,312,188)	
社債券	BAC 2.5 200727	400,000.00	407,640.00

	社債券 小計		400,000.00	407,640.00 (49,043,168)
ユーロ小計			48,952,000.00	55,526,185.33 (6,680,355,356)
英ポンド	国債証券	GILT 0.625 250607	1,871,000.00	1,880,656.23
		GILT 1.0 240422	806,000.00	823,425.72
		GILT 1.5 470722	172,000.00	181,836.81
		GILT 1.75 220907	660,000.00	682,968.00
		GILT 2.5 650722	599,000.00	881,350.63
		GILT 3.5 680722	100,000.00	186,268.20
		GILT 4.25 461207	1,028,000.00	1,735,338.41
英ポンド小計			5,236,000.00	6,371,844.00 (895,881,266)
スウェーデン クローネ	国債証券	SWEDEN 0.75 291112	11,855,000.00	12,741,635.45
		SWEDEN 2.25 320601	1,555,000.00	1,959,626.55
		SWEDEN 2.5 250512	1,340,000.00	1,545,740.65
スウェーデンクローネ小計			14,750,000.00	16,247,002.65 (183,591,129)
ノルウェー クローネ	国債証券	NORWAY GOV 1.75 270217	1,745,000.00	1,791,088.94
ノルウェークローネ小計			1,745,000.00	1,791,088.94 (21,457,245)
デンマーク クローネ	国債証券	DENMARK 1.5 231115	2,210,000.00	2,401,611.42
		DENMARK 4.5 391115	1,460,000.00	2,816,935.68
デンマーククローネ小計			3,670,000.00	5,218,547.10 (84,018,608)
ポーランド ズロチ	国債証券	POLGB 2.5 270725	820,000.00	852,775.40
		POLGB 3.25 250725	1,750,000.00	1,871,975.00
ポーランドズロチ小計			2,570,000.00	2,724,750.40 (76,674,476)
オーストラリア ドル	国債証券	AUD GOV 2.25 221121	445,000.00	464,712.25
		AUD GOV 2.75 271121	1,485,000.00	1,673,729.39
		AUD GOV 2.75 291121	1,850,000.00	2,125,684.22
		AUD GOV 3.0 470321	273,000.00	344,006.42
		AUD GOV 3.25 290421	805,000.00	954,635.89
		AUD GOV 3.75 370421	300,000.00	402,731.22
		AUD GOV 4.5 330421	65,000.00	90,715.85
国債証券 小計			5,223,000.00	6,056,215.24 (449,371,170)

	特殊債券	KFW 2.4 200702	325,000.00	327,809.82	
	特殊債券 小計		325,000.00	327,809.82	(24,323,488)
オーストラリアドル小計			5,548,000.00	6,384,025.06	(473,694,658)
ニュー ジーラン ドドル	国債証券	NZDGOV 3 290420	4,787,000.00	5,457,610.83	
ニュージーランドドル小計			4,787,000.00	5,457,610.83	(380,068,018)
シンガ ポールド ル	国債証券	SINGAPORE 2.75 420401	155,000.00	173,522.50	
		SINGAPORE 3.0 240901	879,000.00	934,209.99	
		SINGAPORE 3.25 200901	450,000.00	456,171.61	
シンガポールドル小計			1,484,000.00	1,563,904.10	(125,096,688)
合計				18,497,221,012	(18,497,221,012)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 14銘柄	45.6%	47.0%
	社債券 9銘柄	2.2%	2.3%
カナダドル	国債証券 7銘柄	1.8%	1.9%
メキシコペソ	国債証券 3銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	国債証券 68銘柄	34.8%	35.8%
	社債券 1銘柄	0.3%	0.3%
英ポンド	国債証券 7銘柄	4.7%	4.8%
スウェーデンクローネ	国債証券 3銘柄	1.0%	1.0%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	0.1%	0.1%
デンマーククローネ	国債証券 2銘柄	0.4%	0.5%
ポーランドズロチ	国債証券 2銘柄	0.4%	0.4%
オーストラリアドル	国債証券 7銘柄	2.4%	2.4%
	特殊債券 1銘柄	0.1%	0.1%
ニュージーランドドル	国債証券 1銘柄	2.0%	2.1%
シンガポールドル	国債証券 3銘柄	0.7%	0.7%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

J A 資産設計ファンド（安定型）

（2019年12月30日現在）

資産総額	711,344,394円
負債総額	912,617円
純資産総額（ - ）	710,431,777円
発行済口数	518,575,638口
1万口当たり純資産額（ / ）	13,700円

J A 資産設計ファンド（成長型）

（2019年12月30日現在）

資産総額	896,558,870円
負債総額	4,304,625円
純資産総額（ - ）	892,254,245円
発行済口数	567,450,775口
1万口当たり純資産額（ / ）	15,724円

J A 資産設計ファンド（積極型）

（2019年12月30日現在）

資産総額	784,378,816円
負債総額	1,279,584円
純資産総額（ - ）	783,099,232円
発行済口数	473,772,794口
1万口当たり純資産額（ / ）	16,529円

（参考）

J A 日本株式マザーファンド

純資産額計算書

（2019年12月30日現在）

資産総額	28,147,063,291円
負債総額	95,989,484円
純資産総額（ - ）	28,051,073,807円
発行済口数	14,886,437,639口
1万口当たり純資産額（ / ）	18,843円

J A 日本債券マザーファンド

純資産額計算書

(2019年12月30日現在)

資産総額	64,562,640,608円
負債総額	476,386,427円
純資産総額（ - ）	64,086,254,181円
発行済口数	45,111,510,678口
1万口当たり純資産額（ / ）	14,206円

J A 海外株式マザーファンド

純資産額計算書

(2019年12月30日現在)

資産総額	36,202,048,457円
負債総額	285,732,901円
純資産総額（ - ）	35,916,315,556円
発行済口数	11,700,115,086口
1万口当たり純資産額（ / ）	30,697円

J A 海外債券マザーファンド

純資産額計算書

(2019年12月30日現在)

資産総額	19,409,185,729円
負債総額	106,562,505円
純資産総額（ - ）	19,302,623,224円
発行済口数	6,475,296,386口
1万口当たり純資産額（ / ）	29,810円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

（7）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2019年12月30日現在）

34億2千万円

発行する株式の総数：116,400株（普通株式101,400株、A種種類株式15,000株）

発行済株式総数：53,400株（普通株式38,400株、A種種類株式15,000株）

最近5年間における資本金の額の増減

・2012年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

（注）A種種類株式は議決権を有しません。

(2) 委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

5. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

6. 運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

運用の流れ

1．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2019年12月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	278本	4,575,205百万円
公社債投資信託	60本	269,942百万円
合計	338本	4,845,147百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1	10,520,402		10,953,987	
分別金信託		100,000		100,000	
有価証券		-		91,023	
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券		1,000,000		1,000,000	
前払費用		100,685		116,844	
未収委託者報酬		1,454,894		1,672,837	
未収運用受託報酬		212,706		197,286	
未収投資助言報酬		162,644		146,031	
未収収益		2,021		1,546	
その他		25,477		30,225	
流動資産計		13,578,832		14,309,782	
固定資産					
有形固定資産		146,878		148,382	
建物	2	101,124		95,253	
器具備品	2	45,753		53,129	
無形固定資産		8,736		8,281	
商標権		6,331		5,886	
電話加入権等		2,405		2,394	
投資その他の資産		5,172,852		5,244,866	
投資有価証券		910,081		964,082	
その他の関係会社有価証券		4,000,000		4,000,000	
長期差入保証金		80,077		82,624	
長期前払費用		3,659		2,743	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		172,334		188,715	
固定資産計		5,328,467		5,401,530	
資産合計		18,907,299		19,711,313	

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			2,245,059		1,500,896
未払金			551,825		619,815
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		534,806		603,800	
その他未払金		13,872		12,868	
未払費用			109,493		125,004
未払法人税等			549,111		651,420
未払消費税等			99,920		98,144
賞与引当金			176,534		180,895
流動負債計			3,731,945		3,176,175
固定負債					
退職給付引当金			179,077		187,460
役員退任慰労引当金			44,700		59,600
固定負債計			223,777		247,060
負債合計			3,955,722		3,423,235
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,420,000		3,420,000
資本剰余金					
資本準備金		1,500,000		1,500,000	
資本剰余金計			1,500,000		1,500,000
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		9,905,856		11,256,010	
別途積立金		7,905,000		8,805,000	
繰越利益剰余金		2,000,856		2,451,010	
利益剰余金計			9,979,896		11,330,050
株主資本計			14,899,896		16,250,050
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			51,680		38,026
評価・換算差額等計			51,680		38,026
純資産合計			14,951,577		16,288,077
負債純資産合計			18,907,299		19,711,313

（２）【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			6,975,152		7,793,271
運用受託報酬			890,344		965,238
投資助言報酬			284,776		281,724
その他営業収益			-		593
営業収益計			8,150,273		9,040,826
営業費用					
支払手数料			1,550,241		1,704,583
広告宣伝費			12,737		37,891
調査費			1,217,573		1,160,822
調査費		477,154		540,390	
委託調査費		738,187		618,070	
函書費		2,232		2,361	
委託計算費			312,333		339,499
営業雑経費			101,015		84,914
通信費		20,943		21,031	
印刷費		38,346		41,155	
協会費		12,144		13,173	
諸会費		1,412		1,347	
その他営業雑経費		28,169		8,205	
営業費用計			3,193,901		3,327,712
一般管理費					
給料			1,301,010		1,336,594
役員報酬		88,338		88,362	
給料・手当		858,628		895,684	
賞与		164,908		156,753	
賞与引当金繰入額		176,534		180,895	
役員退任慰労引当金繰入額		12,600		14,900	
福利厚生費			159,394		170,844
交際費			17,422		18,673
旅費交通費			38,576		39,994
租税公課			86,622		93,387
不動産賃借料			168,634		169,149
賃借料			1,674		1,748
役員退任慰労金			1,100		-
退職給付費用			44,212		44,599
固定資産減価償却費			23,878		28,828
業務委託費			270,761		282,049
諸経費			144,714		142,172
一般管理費計			2,258,002		2,328,042
営業利益			2,698,368		3,385,071

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			41,661		9,268
有価証券利息	1		13,825		8,193
受取利息			52		62
投資有価証券売却益			8,385		1,131
投資有価証券償還益			18,276		104
その他			3,505		132
営業外収益計			85,706		18,892
営業外費用					
支払利息	1		501		4,391
投資有価証券売却損			805		28,297
投資有価証券償還損			849		146
その他			160		268
営業外費用計			2,317		33,103
經常利益			2,781,758		3,370,861
特別損失					
固定資産除却損	2		13		0
特別損失計			13		0
税引前当期純利益			2,781,745		3,370,861
法人税、住民税及び事業税			876,228		1,040,431
法人税等調整額			33,503		10,324
法人税等合計			842,725		1,030,106
当期純利益			1,939,019		2,340,754

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金		
				別途積立金				
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,105,000	1,689,236	8,868,276	13,788,276
当期変動額								
剰余金の配当						827,400	827,400	827,400
別途積立金の積立					800,000	800,000		
当期純利益						1,939,019	1,939,019	1,939,019
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計					800,000	311,619	1,111,619	1,111,619
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,905,000	2,000,856	9,979,896	14,899,896

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	63,895	63,895	13,852,172
当期変動額			
剰余金の配当			827,400
別途積立金の積立			
当期純利益			1,939,019
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	12,215	12,215	12,215
当期変動額合計	12,215	12,215	1,099,404
当期末残高	51,680	51,680	14,951,577

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,905,000	2,000,856	9,979,896	14,899,896
当期変動額								
剰余金の配当						990,600	990,600	990,600
別途積立金の積立					900,000	900,000		
当期純利益						2,340,754	2,340,754	2,340,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計					900,000	450,154	1,350,154	1,350,154
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	8,805,000	2,451,010	11,330,050	16,250,050

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	51,680	51,680	14,951,577
当期変動額			
剰余金の配当			990,600
別途積立金の積立			
当期純利益			2,340,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	13,653	13,653	13,653
当期変動額合計	13,653	13,653	1,336,500
当期末残高	38,026	38,026	16,288,077

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」87,158千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」172,334千円に含めて表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 10,405,210千円</p>	<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 10,848,776千円</p>
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 78,809千円</p> <p>器具備品 90,963千円</p> <hr/> <p>合計 169,773千円</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 86,645千円</p> <p>器具備品 105,592千円</p> <hr/> <p>合計 192,238千円</p>

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>有価証券利息 13,825千円</p> <p>支払利息 501千円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>有価証券利息 8,193千円</p> <p>支払利息 4,391千円</p>
<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 13千円</p> <hr/> <p>合計 13千円</p>	<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 0千円</p> <hr/> <p>合計 0千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
A種種類株式（株）	15,000			15,000
合 計（株）	53,400			53,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月26日 定時株主総会	普通株式	806,400	21,000	2017年3月31日	2017年6月27日
	A種種類株式	21,000	1,400	2017年3月31日	2017年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	969,600	利益剰余金	25,250	2018年3月31日	2018年6月26日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	2018年3月31日	2018年6月26日

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
A種種類株式（株）	15,000			15,000
合 計（株）	53,400			53,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	969,600	25,250	2018年3月31日	2018年6月26日
	A種種類株式	21,000	1,400	2018年3月31日	2018年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,170,355	利益剰余金	30,478	2019年3月31日	2019年6月25日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	2019年3月31日	2019年6月25日

(リース取引関係)

前事業年度 2018年3月31日	当事業年度 2019年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)をご参照ください。)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,520,402	10,520,402	-
(2)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	910,081	910,081	-
(3)その他の関係会社有価証券(*) 満期保有目的の債券	5,000,000	5,007,975	7,975
資産計	16,430,484	16,438,459	7,975

(*) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

(3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	10,520,316	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満 期のあるもの	-	531,824	81,950	-
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	4,000,000	-	-
合計	11,520,316	4,531,824	81,950	-

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,953,987	10,953,987	-
(2)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,055,106	1,055,106	-
(3)その他の関係会社有価証券(*) 満期保有目的の債券	5,000,000	5,003,175	3,175
資産計	17,009,094	17,012,269	3,175

（*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

(3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	10,953,697	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期のあるもの	91,023	661,233	34,918	1,045
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	4,000,000	-	-
合計	12,044,720	4,661,233	34,918	1,045

（有価証券関係）

前事業年度（2018年3月31日）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	3,000,000	3,009,325	9,325
	小計	3,000,000	3,009,325	9,325
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	2,000,000	1,998,650	1,350
	小計	2,000,000	1,998,650	1,350
合計		5,000,000	5,007,975	7,975

2．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	654,069	565,707	88,361
	小計	654,069	565,707	88,361
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	256,012	269,830	13,817
	小計	256,012	269,830	13,817
合計		910,081	835,537	74,543

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	27,879	8,385	805
合計	27,879	8,385	805

当事業年度（2019年3月31日）

1．満期保有目的の債券（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	2,750,000	2,754,025	4,025
	小計	2,750,000	2,754,025	4,025
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	2,250,000	2,249,150	850
	小計	2,250,000	2,249,150	850
合計		5,000,000	5,003,175	3,175

2．その他有価証券（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	662,842	573,533	89,308
	小計	662,842	573,533	89,308
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	392,264	426,739	34,475
	小計	392,264	426,739	34,475
合計		1,055,106	1,000,273	54,832

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3．売却したその他有価証券

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	281,834	1,131	28,297
合計	281,834	1,131	28,297

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	161,470	179,077
退職給付費用	25,837	28,033
退職給付の支払額	8,230	19,650
退職給付引当金の期末残高	179,077	187,460

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	179,077	187,460
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	179,077	187,460
退職給付引当金	179,077	187,460
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	179,077	187,460

(3) 退職給付費用

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	25,837	28,033

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額 49,675	ソフトウェア償却超過額 51,625
敷金償却否認 3,470	敷金償却否認 3,960
会員権評価損否認 2,591	会員権評価損否認 2,591
電話加入権評価損 1,395	電話加入権評価損 1,395
賞与引当金 54,054	賞与引当金 55,390
役員退任慰労引当金 13,687	役員退任慰労引当金 18,249
退職給付引当金 54,833	退職給付引当金 57,400
その他有価証券評価差額金 4,230	その他有価証券評価差額金 10,556
未払事業税 31,526	未払事業税 35,833
その他 5,106	その他 5,272
繰延税金資産小計 220,573	繰延税金資産小計 242,275
評価性引当額 21,182	評価性引当額 26,213
繰延税金資産合計 199,390	繰延税金資産合計 216,062
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 27,056	その他有価証券評価差額金 27,346
繰延税金負債合計 27,056	繰延税金負債合計 27,346
繰延税金資産の純額 172,334	繰延税金資産の純額 188,715
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>	<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
7,355,736	794,536	8,150,273

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,396,975	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,154,684	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	587,518	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
8,136,568	904,257	9,040,826

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,741,003	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,153,935	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	604,053	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	3,480,488	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の購入、募集・販売の取扱等 役員の兼任	資金の借入に係る利息の支払 (*)	501	短期借入金	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の購入、募集・販売の取扱等 役員の兼任	資金の借入に係る利息の支払 (*)	4,391	短期借入金	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報 ）

	前事業年度 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
1 株当たり純資産額	310,692円11銭	345,496円81銭
1 株当たり当期純利益金額	49,948円43銭	60,410円26銭

（注） 1．潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2． 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
当期純利益金額（千円）	1,939,019	2,340,754
普通株主に帰属しない金額（千円）	21,000	21,000
（うち A 種種類株式配当額(千円)）	(21,000)	(21,000)
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	1,918,019	2,319,754
普通株式の期中平均株式数（株）	38,400	38,400

3． 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2018年3月31日）	当事業年度 （2019年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	14,951,577	16,288,077
純資産の部の合計額から控除する金額 （千円）	3,021,000	3,021,000
（うち A 種種類株式払込金額(千円)）	(3,000,000)	(3,000,000)
（うち A 種種類株式配当額(千円)）	(21,000)	(21,000)
普通株式に係る期末の純資産額 （千円）	11,930,577	13,267,077
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	38,400	38,400

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第27期中間会計期間 (2019年9月30日)
科目	注記 番号	金額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		10,077,886
分別金信託		100,000
有価証券		1,110
1年内償還予定のその他の 関係会社有価証券		1,000,000
前払費用		138,262
未収委託者報酬		1,888,038
未収運用受託報酬		208,336
未収投資助言報酬		151,758
未収収益		1,266
その他		24,291
流動資産計		13,590,950
固定資産		
有形固定資産	1	161,960
建物		95,916
器具備品		66,044
無形固定資産		7,945
投資その他の資産		4,860,904
投資有価証券		1,080,085
その他の関係会社有価証券		3,500,000
長期差入保証金		81,659
長期前払費用		2,456
会員権		6,700
繰延税金資産		190,002
固定資産計		5,030,811
資産合計		18,621,761

		第27期中間会計期間 (2019年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		321,221
未払金		696,832
未払費用		135,913
未払法人税等		601,157
未払消費税等		71,748
賞与引当金		193,377
流動負債計		2,020,250
固定負債		
退職給付引当金		196,778
役員退任慰労引当金		45,900
固定負債計		242,678
負債合計		2,262,928
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		3,420,000
資本剰余金		
資本準備金		1,500,000
資本剰余金計		1,500,000
利益剰余金		
利益準備金		74,040
その他利益剰余金		11,321,350
別途積立金		10,005,000
繰越利益剰余金		1,316,350
利益剰余金計		11,395,390
株主資本計		16,315,390
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		43,443
評価・換算差額等計		43,443
純資産合計		16,358,833
負債純資産合計		18,621,761

(2) 中間損益計算書

		第27期中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		4,102,797
運用受託報酬		469,275
投資助言報酬		132,363
営業収益計		4,704,435
営業費用		
支払手数料		818,810
その他		837,310
営業費用計		1,656,120
一般管理費	1	1,240,055
営業利益		1,808,259
営業外収益	2	8,016
営業外費用	3	5,041
経常利益		1,811,234
特別損失	4	13
税引前中間純利益		1,811,220
法人税、住民税及び事業税		559,124
法人税等調整額		4,597
法人税等合計		554,526
中間純利益		1,256,694

(3) 中間株主資本等変動計算書

第27期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	8,805,000	2,451,010	11,330,050	16,250,050
当中間期変動額								
剰余金の配当						1,191,355	1,191,355	1,191,355
別途積立金の積立					1,200,000	1,200,000		
中間純利益						1,256,694	1,256,694	1,256,694
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計					1,200,000	1,134,660	65,339	65,339
当中間期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	10,005,000	1,316,350	11,395,390	16,315,390

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	38,026	38,026	16,288,077
当中間期変動額			
剰余金の配当			1,191,355
別途積立金の積立			
中間純利益			1,256,694
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	5,416	5,416	5,416
当中間期変動額合計	5,416	5,416	70,755
当中間期末残高	43,443	43,443	16,358,833

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第27期中間会計期間 (2019年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	206,534千円

（中間損益計算書関係）

第27期中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	14,945千円
無形固定資産	335千円
2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	4,282千円
有価証券利息	3,183千円
受取利息	38千円
投資信託売却益	94千円
投資信託償還益	81千円
3 営業外費用の主要項目	
支払利息	1,509千円
投資信託売却損	625千円
4 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	13千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第27期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	38,400	-	-	38,400
A種種類株式（株）	15,000	-	-	15,000
合 計（株）	53,400	-	-	53,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,170,355	30,478	2019年3月31日	2019年6月25日
	A種種類株式	21,000	1,400	2019年3月31日	2019年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第27期中間会計期間（2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,077,886	10,077,886	-
(2) 未収委託者報酬	1,888,038	1,888,038	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,081,195	1,081,195	-
(4) その他の関係会社有価証券（*） 満期保有目的の債券	4,500,000	4,508,325	8,325
資産計	17,547,120	17,555,445	8,325

（*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

(4) その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第27期中間会計期間(2019年9月30日)

1. 満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	4,500,000	4,508,325	8,325
	小計	4,500,000	4,508,325	8,325
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,500,000	4,508,325	8,325

2. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	472,779	366,285	106,493
	小計	472,779	366,285	106,493
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	608,416	651,349	42,932
	小計	608,416	651,349	42,932
合計		1,081,195	1,017,634	63,560

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理(以下、「減損処理」という。)することとしておりますが、当中間会計期間末においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

(デリバティブ取引関係)

第27期中間会計期間(2019年9月30日)

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第27期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

本社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を営業費用に計上しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第27期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第27期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
4,250,242	454,193	4,704,435

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	937,728	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	664,174	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	307,832	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第27期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第27期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第27期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第27期中間会計期間 (2019年9月30日)
1株当たり純資産額	347,886円28銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	16,358,833
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,000,000
(うちA種種類株式払込金額)(千円)	(3,000,000)
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	13,358,833
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	38,400

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第27期中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	32,726円41銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	1,256,694
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	1,256,694
普通株式の期中平均株式数(株)	38,400

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額（2019年3月末日現在）

324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概況 >

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額（2019年3月末日現在）

10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(単位：百万円) (2019年3月末日現在)	事業の内容
農林中央金庫	4,040,198	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余剰資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
岩手県信用農業協同組合連合会	19,463	農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでおります。
茨城県信用農業協同組合連合会	25,549	
埼玉県信用農業協同組合連合会	139,440	
東京都信用農業協同組合連合会	78,204	
神奈川県信用農業協同組合連合会	194,885	
長野県信用農業協同組合連合会	54,858	
石川県信用農業協同組合連合会	17,468	
岐阜県信用農業協同組合連合会	70,118	
静岡県信用農業協同組合連合会	111,302	
三重県信用農業協同組合連合会	39,124	
大阪府信用農業協同組合連合会	140,690	
和歌山県信用農業協同組合連合会	51,799	
高知県信用農業協同組合連合会	19,870	
福岡県信用農業協同組合連合会	32,382	
きたそらち農業協同組合	3,396	
岩手中央農業協同組合	4,441	
岩手江刺農業協同組合	2,370	
仙台農業協同組合	3,434	
みやぎ亘理農業協同組合	1,554	
みやぎ登米農業協同組合	6,459	

新みやぎ農業協同組合	2,941
いしのまき農業協同組合	4,497
みやぎ仙南農業協同組合	4,041
秋田しんせい農業協同組合	5,632
さがえ西村山農業協同組合	3,757
ふくしま未来農業協同組合	15,932
茨城みなみ農業協同組合	1,215
北つくば農業協同組合	3,382
はが野農業協同組合	3,648
さいたま農業協同組合	8,181
あさか野農業協同組合	871
いるま野農業協同組合	5,963
埼玉中央農業協同組合	2,335
くまがや農業協同組合	2,768
ほくさい農業協同組合	3,181
越谷市農業協同組合	1,568
南彩農業協同組合	2,847
埼玉みずほ農業協同組合	1,437
さいかつ農業協同組合	1,864
ふかや農業協同組合	1,613
横浜農業協同組合	12,402
セレサ川崎農業協同組合	2,516
よこすか葉山農業協同組合	1,454
さがみ農業協同組合	5,363
湘南農業協同組合	1,998
秦野市農業協同組合	1,775
かながわ西湘農業協同組合	2,531
厚木市農業協同組合	2,589
相模原市農業協同組合	881
神奈川つくい農業協同組合	850
信州うえだ農業協同組合	4,273
信州諏訪農業協同組合	6,454
上伊那農業協同組合	8,124
みなみ信州農業協同組合	4,519
塩尻市農業協同組合	1,568
グリーン長野農業協同組合	3,699
ながの農業協同組合	12,921
ぎふ農業協同組合	7,218
西美濃農業協同組合	4,658
いび川農業協同組合	2,073
めぐみの農業協同組合	4,704
陶都信用農業協同組合	1,607
東美濃農業協同組合	2,624
飛騨農業協同組合	6,368
伊豆太陽農業協同組合	1,818
三島函南農業協同組合	1,049
伊豆の国農業協同組合	913
あいら伊豆農業協同組合	915

南駿農業協同組合	3,158
御殿場農業協同組合	1,234
富士市農業協同組合	1,492
富士宮農業協同組合	945
清水農業協同組合	2,981
静岡市農業協同組合	1,902
大井川農業協同組合	3,433
ハイナン農業協同組合	857
掛川市農業協同組合	746
遠州夢咲農業協同組合	3,579
遠州中央農業協同組合	3,301
とぴあ浜松農業協同組合	3,715
三ヶ日町農業協同組合	297
あいち中央農業協同組合	3,468
あいち豊田農業協同組合	1,809
愛知東農業協同組合	971
ひまわり農業協同組合	1,410
三重北農業協同組合	6,208
伊勢農業協同組合	4,367
伊賀ふるさと農業協同組合	2,846
甲賀農業協同組合	2,478
北大阪農業協同組合	1,887
茨木市農業協同組合	1,237
大阪泉州農業協同組合	2,009
いずみの農業協同組合	2,884
堺市農業協同組合	1,187
大阪南農業協同組合	3,822
グリーン大阪農業協同組合	1,507
大阪中河内農業協同組合	4,263
北河内農業協同組合	2,635
大阪市農業協同組合	1,919
兵庫六甲農業協同組合	5,831
丹波ひかみ農業協同組合	2,286
淡路日の出農業協同組合	1,879
奈良県農業協同組合	9,389
わかやま農業協同組合	4,466
ながみね農業協同組合	2,006
紀の里農業協同組合	3,586
紀北川上農業協同組合	4,269
ありだ農業協同組合	2,098
紀州農業協同組合	3,667
紀南農業協同組合	4,717
みくまの農業協同組合	1,002
鳥取西部農業協同組合	5,133
島根県農業協同組合	22,681
山口県農業協同組合	2,362
越智今治農業協同組合	6,417
高知市農業協同組合	4,109

宮崎中央農業協同組合	5,828	「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。
延岡農業協同組合	1,469	
みずほ証券株式会社	125,167	

出資金の額

(3) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (2018年12月末日現在)	事業の内容
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	691.6百万米ドル	一任契約に基づくポートフォリオ運用業務およびポートフォリオ運用に関する助言業務を行っています。
ウエリントン・マネージメント香港リミテッド	3.1百万米ドル	
ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド	5.6百万米ドル	

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

(2) 販売会社

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫^(注)と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

(注) 農林中央金庫は本書提出日現在、新規の募集の取扱い・販売を中止しております。

(3) 投資顧問会社

委託会社から、親投資信託における外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図、投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

農林中央金庫は委託者が発行する普通株式を保有しており、持株比率は36.61%、議決権保有比率は50.91%です。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

(注) 委託者においては普通株式のほか議決権を有しないA種種類株式を発行しているため、持株比率と議決権保有比率が一致しません。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

交付目論見書または請求目論見書である旨を記載することがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
- ・投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金（貯金）保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
- ・投資信託は元本が保証されているものではなく、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様に負っていただく旨
- ・登録金融機関の販売の場合には、投資者保護基金の対象とはならない旨
- ・課税上の取扱いに関する事項

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

(2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(3) 交付目論見書にクーリング・オフに関する事項を記載することがあります。

(4) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載される場合があります。

(5) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2019年6月21日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細野	和也	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長尾	充洋	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年1月15日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJA資産設計ファンド（安定型）の2018年11月17日から2019年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JA資産設計ファンド（安定型）の2019年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2． X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年1月15日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJA資産設計ファンド（成長型）の2018年11月17日から2019年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JA資産設計ファンド（成長型）の2019年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2． X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年1月15日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJA資産設計ファンド（積極型）の2018年11月17日から2019年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JA資産設計ファンド（積極型）の2019年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2． X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月13日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	細野	和也	印
業務執行社員				
指定有限責任社員	公認会計士	長尾	充洋	印
業務執行社員				

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。